

TOYONAKA  
ビジョン22

Vol.23  
2020.3

特 集

自治体版SDGs

トピックス

自治体シンクタンク研究交流会議

## 刊行に寄せて

### 「自治体版SDGsを考える」

SDGs（持続可能な開発目標）が2015年9月に第70回国連総会において採択され、現在では、日本においても、政府、企業、NGO・NPO、大学など、あらゆる組織において、SDGsに関係する取り組みが行われている。周知のように、SDGsは2030年に向けた持続可能な開発と行動を17の目標と169のターゲットで示し、それぞれの組織の目的や目標はどのようにこれらに貢献するのが真剣に検討され、具体化され、実践されつつある。

地方自治体において、総合計画や各種計画の目標と関係づけることが盛んに行われている。日本政府も、2018年に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定を行うなど、地方自治体の取り組みを評価・支援している。

さて、超少子高齢社会に突入し、労働人口の減少が継続している日本社会は、SDGsが取り上げている気候変動・生態系・生物多様性、貧困・飢餓、健康・福祉・教育・労働や経済成長・イノベーションなど多くの分野の目標とどのように向き合うのかが問われている。日本社会であるということは、政府や地方自治体まかせではなく、個人・NGO・NPO・企業・学校・病院といった様々な主体におけるSDGsへの独自の取り組みが必要不可欠であることは言うまでもない。

ただ、地方自治体は、それぞれの固有の地域社会をある意味で包摂する位置づけと役割があることから、SDGsにどのように向き合い、取り組んでいくのかもたいへん重要である。また、SDGsの目標とするテーマと内容が地方自治体の行政課題と重なるところが多いということも、2016年から2030年までの期間での世界的に見て重要な課題を網羅しているSDGsを重視する要因になっているのである。そして、17番目にグローバル・パートナーシップを活性化することが目標となっており、地方自治体として、パートナーシップが自治体経営や地域経営の鍵の一つになっていることも見ておく必要がある。

さて、今回の特集では、SDGsの達成に向けて自治体に期待される役割、地域共生社会とまちづくり、持続可能な開発目標（SDGs）と市民の学習、SDGs達成に必要な人材育成システムの4つの論考を掲載してもらっている。自治体におけるSDGsとはそもそもどのように位置づけるのかを論じ、福祉、学習、協働の3つの視点から自治体のSDGsの取り組みを考えていくという構成になっている。地方自治体のみならず、多くの市民にとって身近な存在になりつつあるSDGsについて、多角的・多面的に考える機会になることを期待する。

とよなか都市創造研究所 機関誌『TOYONAKAビジョン22 Vol. 23』監修  
立命館大学専門職大学院 経営管理研究科長・教授

肥 塚 浩



## CONTENTS



### 特集 自治体版SDGs

#### SDGsの達成に向けて自治体に期待される役割とは

元横浜市温暖化対策統括本部長  
元横浜市環境未来都市推進担当理事  
株式会社エックス都市研究所 理事  
のぶ とき まさと 人 …… 2

#### 地域共生社会とまちづくり —SDGsの視点を踏まえて—

関西大学人間健康学部 教授  
大阪府立大学 名誉教授  
くろ だ けん じ …… 14

#### 持続可能な開発目標(SDGs)と市民の学習 —ユネスコ学習都市・岡山を事例として—

関西大学文学部 教授  
あか お かつ み …… 24

#### SDGs達成に必要な人材育成システムとは ~ ESDへの取り組みに対する一提案

甲南大学経済学部 教授  
いし かわ のり こ …… 34

### トピックス

### 自治体シンクタンク研究交流会議

#### 第7回自治体シンクタンク研究交流会議を開催しました

とよなか都市創造研究所 主任研究員  
いし むら とも こ …… 45

## とよなか都市創造研究所の活動概要

平成31年・令和元年(2019年)活動報告 …… 50

令和元年度(2019年度)とよなか地域創生塾活動報告 …… 52

出版物のご案内 …… 54

編集後記 …… 58



## SDGsの達成に向けて自治体に期待される役割とは

のぶ とき まさ と  
信 時 正 人

元横浜市温暖化対策統括本部長  
元横浜市環境未来都市推進担当理事  
株式会社エックス都市研究所 理事

### 1. はじめに

SDGsの17のゴールは世界を「Transform（変革）」するためにある、ということが2015年9月に国連が採択したアジェンダに書かれています。世界がこのまま進んでいけば、もう未来は保証できない、という大きな危機感の表れともいえると思います。20世紀は、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代。それが全ての豊かさの指標であり、それまでの貧困や食糧難で苦しんだ時代を、なんとか豊かな時代（物的に）にもっていきたいという人類の願望を具現化してきたといえます。しかし、その結果、生起している種々の事象を精査するに、これまでの延長線上には、もう、明るく、発展性のある未来は描けない、という状況にあり、今後、21世紀の世界をどうしていくのか、と熟慮した上での、“SDGs”の採択であるのではないのでしょうか。いわば“21世紀型の豊かさ”の追求という事だと思います。同じく2015年に採択され、2016年に発効された、「パリ協定」と併せて、世界のこれからの進み方を大きく、強く規定していくものとなっているのです。

Transformとは「変革する」、あるいは、昆虫が、幼虫からサナギになり、成虫になっていくという「変態する」、とも訳されます。幼虫、

サナギ、成虫、という、大きな変化を想像してみてください。我々のこれからの社会が、そんな大胆な変化を求められているわけです。我々の社会的な価値観や法制度は、20世紀型の右肩上がりの時代を前提につくられています。社会全体の基盤となる部分まで本来は考え直すことを求められていると言っても過言ではないです。進化論でも言われている環境に適応したものが残っていく、という事かもしれません。

兎も角、気候変動（地球温暖化）、環境問題、少子高齢化、人口減と人口増、IoTやAIに代表される情報化、飢餓や貧困等の世界の持続性を揺るがす複雑かつ大規模な課題に対処していく為に、「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会をつくっていくことがSDGsの目的であることを認識しておく必要があると思います。

最近、カラフルなSDGsのマークを胸に付けて歩いている人をよく見かけるようになりました。すべての人の口の端に上ることのできるパワーに溢れたコミュニケーションツールが出来た、という状況でもありますが、その背後には、深刻な状況が迫っていることの認識が必要だと思っています。

## 2. 何故自治体でSDGsなのか

民間企業では、SDGsへの対応を積極的に実施している会社が既に多くあります。特に、海外でビジネスをしようとするときには、SDGsカンパニーだと宣言していないと、その国でのビジネスも難しいという事例もあるなど、海外の国々では日本よりもSDGsに対する認識がより深くなっているところもあるようです。

では、そういった状況の中で、海外とは関係ないように見える自治体としては、どうしてSDGsを進めていかないといけないのでしょうか。

2018年度から政府（内閣府）はSDGs未来都市の選定を始め、2018年度29都市、2019年度31都市、併せて全国で60都市が指定されています。そのうち、各年度10都市がモデル事業都市として指定され、国からの補助金を得て事業を進めているところでは、IBEC（(財)建築環境・省エネルギー機構）の発行した、「私たちのまちにとってのSDGs－導入のためのガイドライン」によると、自治体がSDGs達成に取り組む事の必要性として、下記の6点が挙げられています。

- ローカルな課題とグローバルな課題の双方に取り組む上で最も好都合な位置にいる。  
(国連や国と市民生活との接点)
- 多様なステークホルダーの積極的な参画を促すことができる。  
(産官学市民の多様なステークホルダーの間に入る事)
- 持続可能な開発において先進的な事例を多く有する。  
(2008年からの環境未来都市構想のような先進的な成功事例)

- 都市は意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点となりうる。

(現場に近い自治体こそ世の中を変える種々のアイデアを試す「場」となりうる。)

- 都市は市民生活・経済活動の拠点である。  
(経済・社会・環境が複雑に絡み合う拠点で分野間の連携なしに都市は機能しない。)
- 都市は世界を変革させる力の原点となりうる。

(世界の人口の半数強が都市に住み、温室効果ガスの7割以上が都市から排出されている。都市を変えれば世界は変わる。)

以上のように、都市におけるSDGs追求は、世界を変えていく為にもやらなければならないものであるし、やればその効果は非常に大きなものであるという事になります。

更に、そのガイドラインには次の事も書き込まれています。「都市は多種多様なシステムの集大成である」ということです。17の目標値の中の11番目は、「住み続けられるまちづくりを」ということになっています。これは都市SDGsとも呼ばれているようですが、都市はそもそも、情報システム、交通システム、上下水道システム、社会システム、経済システム等、多岐にわたるシステムの集大成と言えます。System of Systemsと言われる所以ですが、その個々のシステム間の連携や統合もこれからは特に期待されることです。都市はSDGs、17の目標値の縮図とも捉えられます。

自治体が今後、SDGsの進展にとってキーになることは、明白であると思いますが、更に私としては、自治体は、産業界のつながりの強化、あるいは、市民社会との更なる連携も併せて考えていかないといけない、と思っています。世



界を相手にしているグローバル企業は当然ではありませんが、中小企業の中にもSDGsに期待し、それを標榜し、追求していこうとする企業も出てきています。自分の会社がサステナブルになるためにはどうすればよいのか、と考えるのは、企業家としては当たり前のことかもしれませんが。そういった企業にとって、立地する自治体と如何に連携していくのかは非常に重要で、そういう事も視野に入れて対企業戦略を立てていくことも自治体としては必須と思います。グローバル企業としては世界の中から選定する立地の要件として、やはりその自治体の基本姿勢、というのが重要な視点になります。また、元から立地している中小企業にとっても、更に発展していく為には、立地している自治体の協力体制というのが必要かつ不可欠なものになっていくはずで

更に、人材教育として、小中学校から世界の大きな動きとしてのSDGsについての勉強は必須のものとなるはずで

### 3. 推進の仕方、横浜の事例も含めて

SDGsに関して、17のゴールは、既にどの項目も施策としてやっているの

高齡化や地球温暖化などの種々の複雑な課題の解決には向かっていけないと思います。下記に、SDGsに基づいた施策展開をするために必要と思われることを三点述べたいと思います。

1) 政府はSDGsに取り組むための実施指針と8つの優先的課題を示しました(内閣府「SDGs実施指針」)。一方で、自治体は、地方創生や活性化の文脈の中で、固有の事情や課題を念頭に置いた施策を展開していく必要があります。そもそもまちづくりはストーリーづくりです。SDGsも一つのゴールから入ってもストーリーとして、必ず他のゴールに関わっていくはずで

そこを部局が違うとかで億劫になったり、ためらったりせずに、どんどん発想を広げて地域活性化のストーリーをつくっていくことが必要ではないかと思

大事なことは、ストーリーの最初の取っかかりをどうするのかで、独自性、地域性、特長をどこまで掴んでいるのか、ということが問われることになり

という第二次世界大戦後の日本の復興に向けた施策展開ではなくて、地方振興、地域活性化は、やはり、自分の存在する地域の独自の課題を認識し、人やモノや技術、更に歴史や文化や民俗性までを資産として認識したものをベースにする必要があるのではないかと考

え

2) 二番目としては、産官学とよく言われます

が、これに市民を加えた、すべてのステークホルダーとの連携で進めていくことが重要だと思います。従来は、国から自治体、民間企業へ、という上位下達型のまちづくりでありました。市民は所与の条件として受け入れて不満があっても甘んじて受け入れて、まちづくりが推進されてきたのですが、地域独自のアイデア、手法でまちをつくっていく姿勢が必要です。そのような状況の中で公（自治体）と、新しい技術やノウハウの提供者としての民間企業、知の提供者としての大学、その場から逃げることのできない市民が、フラットな場での協働ワークが出来ていく仕組みをいかにつくるのか、ということがこれからのキーポイントだと思います。地域のコーディネーターでもある自治体にはこういった場をつくるのが、求められるものだと思います。（図1）

3) もう一つ、自治体内部の横連携ができるか

どうか問われます。ある意味、これが一番難しいかもしれません。上記にも書きましたように、SDGsをベースにしてストーリーを紡いでいく必要があるなかで、所属部署で自分に与えられた仕事にこだわったままでは、大きな課題の解決は不可能だと思います。例えば、温室効果ガス削減、という本来の目的のためには、都市づくりや、建築、道路、港湾等、ハード系の施策での対策、市民向けや学校教育での地球温暖化対策教育等が、複合していかないと効果は出ない、と考えます。常に全体最適と部分最適のバランスをとっていくこと、その意味で強い目的志向での横連携を進めていく必要があります。

### 3-1 横浜での事例

私は、横浜市にて次の三つのモデル事業等の指定の獲得の現場にいました。2008年環境モデル都市（内閣府）、2010年次世代エネルギー社

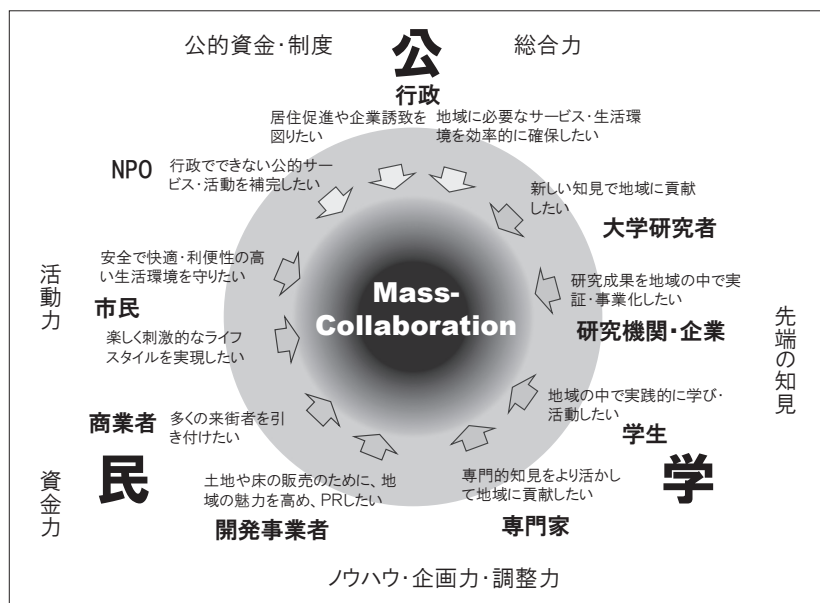


図1 まちづくりには様々なプレーヤーがいる



会システム実証事業（経済産業省）、2011年環境未来都市（内閣府）、の三つです。

その上で、2018年に、SDGs未来都市（内閣府）モデル事業都市の指定を受けました。これらの指定を獲得する際に、上記3.1) 2) 3) で書きました要件を、一つ一つ段階を踏んできたように思います。その結果、SDGs未来都市にコマを進めた、という事が出来るのではないのでしょうか。その詳細を次に書きます。

### 3-1-1 体制、進め方

従来、横浜市では、環境創造局の地球温暖化対策課という部署で、施策を進めてきていました。PV（太陽光発電）への補助とか、環境啓発教育等を担当していましたが、本気で温室効果ガスの削減を追求していく為には、市として総合的な取り組みが必要だという判断から、もとより制度としてあった時限的な組織編制となる“事業本部制度”というものを利用して地球温暖化対策事業本部を立ちあげることになりました。ここを、建制順で一番目として、財政、総務、政策等より上の部局、副市長の下となる体制としました。この部局はその後、2011年度から、温暖化対策統括本部と名前も変えて、時限的ではない取り扱いになっています。環境モデル都市、次世代エネルギー・社会システム実証地域、環境未来都市、そして、SDGs未来都市の獲得の担当窓口であり、更にOECDの選定した、高齢社会における持続可能な都市政策のモデル都市でもあった横浜市の窓口としても機能してきました。

また、環境モデル都市に指定される一年前の2007年度に、横浜市ではCD-DO30（コード30、Carbon Off Do 30% 横浜市脱温暖化行動方

針）という計画づくりを進めました。これは、生活・ビジネス・建物・交通・エネルギー・都市と緑・市役所の7つの行動目標を掲げ、脱温暖化のための横浜型の行動を市民と行政の協働でつくっていき（規範づくりという意味でコード）、これからの横浜の脱温暖化の方法・取組みとして定着させて、ひいてはそれらが横浜の文化（モード）となっていくことをめざしました。すなわち、“コードからモードへ”を合言葉としました。これを策定する際には、当時の担当の環境創造局だけではなく、建築局や政策局、市民局等、全庁を挙げての対応を促すために各局長に分科会のトップを務めてもらうことにし、全庁的な横連携の対応を可能にする体制をつくって、地球横断的に総合的に取り組んでいく、という“準備運動”を2007年に開始したことになります。当然、一筋縄ではいけませんが、こうした期間を経てきた横浜市の経験、努力の経緯は、現在までの各種事業展開の基礎となったと思っています。

### 3-1-2 環境モデル都市

この構想を立てる時、私たちは、横浜市はどんな都市なんだろうか、都市格はどんなものだろうか、という事をまず自問しました。環境技術の北九州市、森林の北海道下川町、LRT（次世代型路面電車）の富山県富山市等、有力な都市はそれぞれに特徴がありました。さて、横浜市は、と考えると、港湾都市ということは言えるが、何が地球温暖化対策の主役になりうるのか、ということ熟慮しました。

横浜市には港湾だけではなく、それなりに深い森もあり、農地も多くある（小松菜の出荷額が全国1位か2位）。都市部には、新しい建物



と古い建物が混在しています。京浜工業地帯の一部でもあるが、もっぱら東京のベッドタウンとして生きてきた住宅都市という性格も多分にあります。一つのテーマで横浜をくくっていくことの難しさを感じていました。その中で、いくつかの理由から、基礎自治体で最も大きい人口を抱えている（2008年当時は約367万人、現在は約375万人）ことを最大の武器にしてはどうか、“市民力”をメインに据えていこうということになりました。根拠について下記します。

- 1) 日本で初めて西洋に対して開港をしたまちで、そこから種々の西洋の技術や文化が入ってきたゲート都市でありました。ガス、新聞、アイスクリーム、ホテル、競馬等。こういったものが横浜から全国に波及していった、という事で、門前町、城下町、宿場町ではなくて、アントレプレナー町、と言ってもよい歴史を持っています。
- 2) NPOの数が1,500程度あり、全国でも有数のNPOの設置数を誇っています。自治会の

加入率が約75%と政令指定都市の中でも第二位の加入率を誇っており、市民の意識の高さを示していると考えられます。

- 3) 二酸化炭素の排出量を部門別に示したグラフがあります。この中で、家庭部門、業務部門、運輸部門の三部門は市民の毎日の通常の活動から生起するもので、60%超に及び、大きな割合を占めています。即ち、日々の市民の排出削減への努力が最も重要だという事が出来るのではないかと思います。（図2）

他にも理由はいくつかありますが、歴史的に、市民意識的に、数字的に、横浜市としては“市民力”というものに注目してそこを起点に種々の施策を興していくことが合理的であると判断したわけです。

環境モデル都市におけるキャッチフレーズ「知の共有、選択肢の拡大、市民力発揮で大都市型ゼロカーボン生活の実現を目指す」はこうした経緯から生まれたのです。2008年当時、

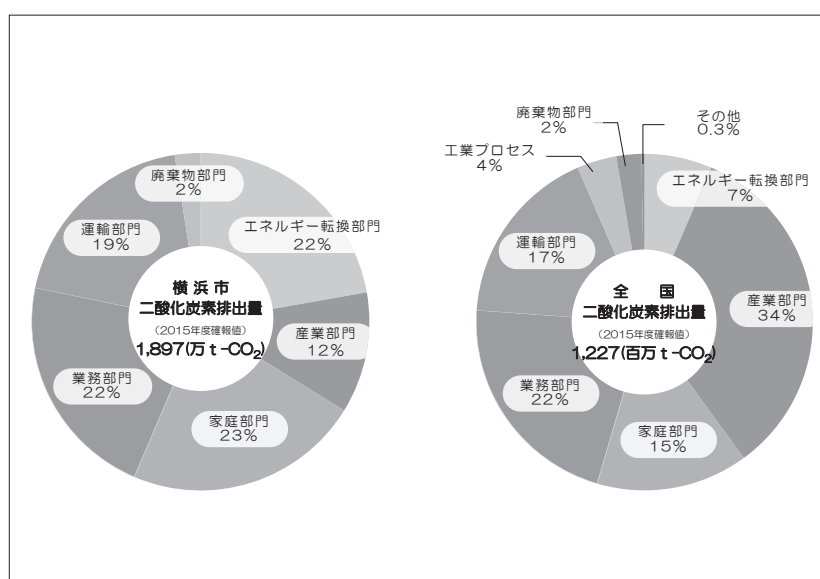


図2 横浜市と全国の部門別CO<sub>2</sub>排出量（2015年度のCO<sub>2</sub>排出量による比較）



360万人を超える市民の行動が変容していくことで市場も変わり、企業の戦略も変わっていくものと考えました。マーケットプル型の温暖化対策とでも言えます。例えば、少くとも高くても、再生可能エネルギーを選ぶ人たちが横浜にはいる、というメリットです。また、一方で、YES（横浜エコスクール）という事業を発足させたのは、施策の中心になる市民の教育・啓発に力を入れなければならない、と考えたからです。今でも、毎年、延3万5～6千人の参加を見えています。ゼロカーボン生活（エコもてなし、環境ポイント制度等）や再生可能エネルギー供給拡大、環境・エネルギーの新産業創出エリア形成、脱温暖化自治体連合（農山村との連携事業）等が当時の施策でありました。

### 3-1-3 次世代エネルギー・社会システム 実証事業（図3）

所謂、スマートグリッド（次世代エネルギー供給網）の実証実験を横浜市エリアで実施する、

という事が目的の事業です。このため、民間企業との連携は不可欠なものとなりました。民間企業33社と1大学との連携を実現させ、全部で15のプロジェクトを遂行しました。中でも電力会社との連携を実現させて実証を行ったのは、後にも先にも横浜市のみです。

YSCP（横浜スマートシティプロジェクト）と呼ぶこのプロジェクトでは、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）、CEMS（コミュニティエネルギーマネジメントシステム）等の実証を行いました。HEMS4000件、太陽光パネルをこの事業として27MW、EV2,000台の導入を目標としました。特にHEMSを4,000件というのは不可能な目標ではないかというコメントもいただきましたが（我々としては根拠はあった）、結局は、トータルで4,300件の導入実績となりました。HEMSは、実証実験に参加してくれることを条件にして、1万円のご負担を各ご家庭にはお願いしました。参加意識

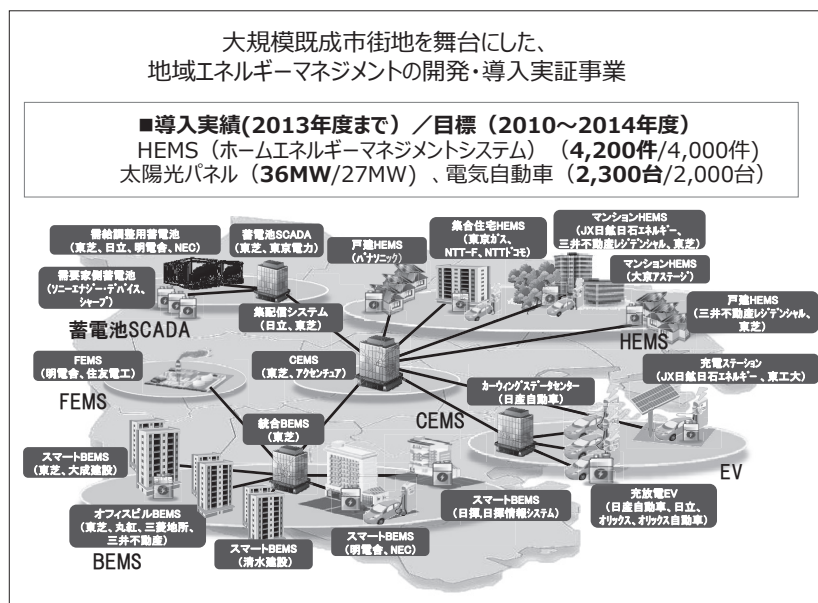


図3 横浜スマートシティプロジェクトの全体像

を高め、より自分事に捉えていただけるのではないかと考えたのです。規模的には、世界最大級となる数のHEMSのネットワークと、それを活用した多岐にわたる内容の実証実験を実施でき、世界でもその結果を発表できる実績を持ってました。スマートシティ横浜としての評価をあげていく大きなきっかけとなった事業です。YSCP推進に当たっては、市民の方々への周知、啓発、知識向上のために、テレビやラジオ、宅配の無料ニュースや、駅のデジタルサイネージ等をフルに活用したり、前述のYESという事業に力を入れたのは言うまでもありません。

横浜市は、自治体として、実証実験そのもののコストは出せないものの、“民間企業の国への補助金申請での全面協力”、“企業同士の調整”、“市民と企業との間を埋める調整”の三つを実施しました。三つ目の活動は、ハイテク機器を市民が受け入れていただけるように地球温暖化対策の必要性から始まり、本事業の重要性を説き、コストをかけてでも導入を納得いただ

き、実証の結果を共有して、一緒に動いていくことを納得していただく、ということで、自治体としては最も重要かつ他の主体ができない機能だと考えています。

リビングラボラトリー（新しい機器や新しいサービスの開発に関し、最初からエンドユーザー（市民）を共創的に巻き込んで推進する事）というシンガポールが国を挙げて追及している地域の機能を、日本では横浜市がやっています、というプレゼンを私自身海外で何度かさせてもらいましたが、YSCPはまさに、地域を実証実験の場としていくことのきっかけにもなりました。現在は、YSBA（横浜スマートビジネス協議会）として発展させ、VPP（仮想発電所：各地に存在する小規模再生エネルギーをまとめて制御・管理すること、あたかも一つの発電所のように機能させる事）等の新しいエネルギービジネス等の地域展開に取り組んでいます。（図4）

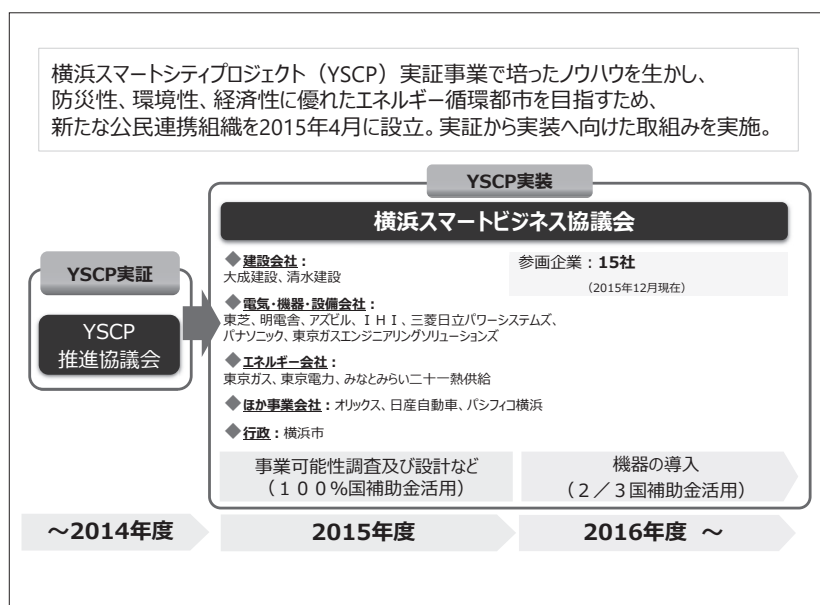


図4 実証から実装に向けた公民連携の取組



### 3-1-4 環境未来都市

2011年に内閣府から指定された環境未来都市。各都市には地球温暖化対策に加えて少子高齢化という大課題も併せて解決していくことを共通課題として求められました。ここでは、この後、SDGs未来都市の時にも要求される、環境・社会・経済の三側面を統合的に見ながらの戦略作りが、既に必要とされていました。横浜市としては、「低炭素・省エネルギー」と「超高齢化対応」に加え、「水・自然環境」、「クリエイティビティ（文化芸術とMICE（Meeting：会議）、（Incentive tour：報奨・研修旅行）、（Convention：学会や国際会議）、（Exhibition：展示会）」、「チャレンジ（技術革新による成長産業を）」の5本柱を課題に設定し取り組みました。主なプロジェクトとしては、みなとみらい2050プロジェクト（都心）、持続可能な住宅地モデルプロジェクト（郊外）、スマートな住まい・住まい方プロジェクトの三つでありました。（図5、6）

みなとみらい2050プロジェクトでは、エネルギーやBLCP（Business and Living Continuity Plan:業務・生活継続計画、災害があっても業務や生活が継続できるようにする計画）への対応などを取り入れた新しい横浜の顔づくりをめざしました。ここでは、みなとみらいに立地する100を超える企業に声をかけ、種々の個別プロジェクトにご参加いただき、会議体を作って推進をしました。更に、関係する市役所の部局にも参画してもらい、産と官の交流の場としても機能するようにしました。現在は、引き続き事業の進展を図っているところです。

また、郊外部に関しては少子高齢化というまちの課題への対応と団地再生や地域包括ケアの定着等への活動です。東急田園都市線沿線のたまプラーザ駅周辺、JR洋光台駅前、相鉄いずみ野線沿線の三か所をモデルとしました。特に活発に動いたのが、たまプラーザ駅前でした。東急電鉄を始め、エネルギー会社、IT系の会社等の企業群による課題検討活動や、区役所を

環境	低炭素・省エネルギー	CO <sub>2</sub> 排出を大きく削減する「スマートシティ」の市域全体での実現
	水・自然環境	上下水道技術の海外展開支援／生活の中で自然に親しむ豊かな暮らし
超高齢化対応		住み慣れた身近な地域における全世代の「つながり」の実感
地域活性化	クリエイティビティ	文化芸術による賑わいの創出／MICE都市の実現
	チャレンジ	市内企業の技術・経営革新による成長産業の強化

図5 環境未来都市の実現に向けて

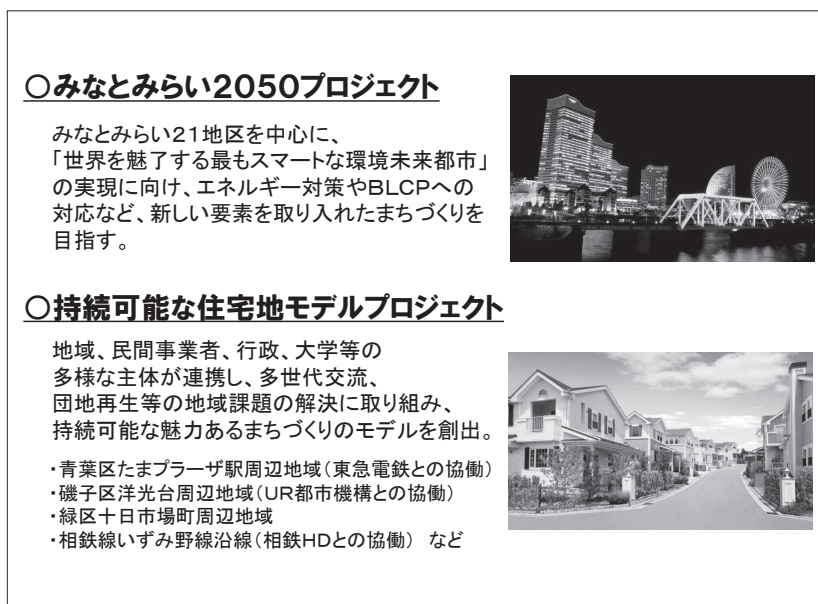


図6 環境未来都市の推進のための主なプロジェクト

中心に、病院や介護施設、看護師、ホームヘルパー等のネットワークを確保し、地域包括ケアシステム確立をめざした活動も行っています。市役所としては、区役所や推進主体の温暖化対策統括本部を含む9つの部局の横断的な協力体制を組むことが出来ました。

### 3-1-5 SDGs未来都市

2018年、世界のSDGsの流れに沿ってSDGs未来都市が29都市選定されました。うち10都市がモデル事業都市という事になり、横浜市は、そのモデル事業都市に選定されました。横浜市は、提案にあたって新しい組織である、SDGsデザインセンターの設立を企画しました。全く新しい事業をこの際に立ち上げることはチャレンジであるものの、産官学市民というステークホルダーが、一堂に会し知恵を出し合って、環境・社会・経済の統合的解決をめざす取り組みを推進していく為のベストな方策として、立ちあげました。(図7)

ニーズ、シーズのマーケティングから、対応する企画、担い手のグルーピングのコーディネート、ソリューションの提案をし、パイロットプロジェクトを仕掛けていくというサイクルをめざしています。現状、大企業や、地元中小企業、NPO等からも多くの問い合わせ、提案等を頂いてきており、鋭意対応を図りながら、プロジェクトメイキングを進めています。

横浜は市民力ということを申しました。市民の人たち(企業市民も含む)からの提案も大事にしつつ、横浜としてはこれまでも実績を積んできています環境面の事業から始めることが我々なりのストーリーかと考えています。経済・社会・環境を一体的に考え、縦割り排除の総合的な施策展開を図って、地域をサステナブルなものに変えていくことをめざしたいくつかのプロジェクトが動き始めました。「ヨコハマ・ウッドストロー・プロジェクト」「郊外住宅地における新しいモビリティ実験」等です。その中で、旭区で実施しています「郊外住宅地



における新しいモビリティ実験」に関して、事例を紹介します。(図8)

横浜にも交通弱者は存在します。旭区の若葉台団地は人口約16,000人の高齢化率の高い団地です。この実験は、地元のまちづくりセンターがモネ・テクノロジーズ(株)と組んで始めた社会

課題解決に資する事業です。この取り組みにより、社会課題の交通弱者の救済から始まり、地域の商店街にとってのプラス効果、新しい交通手段としての事業の可能性も見えてくる、という経済効果も見込めます。更に、オンデマンドで運行するため、自動車の数の削減にも寄与す

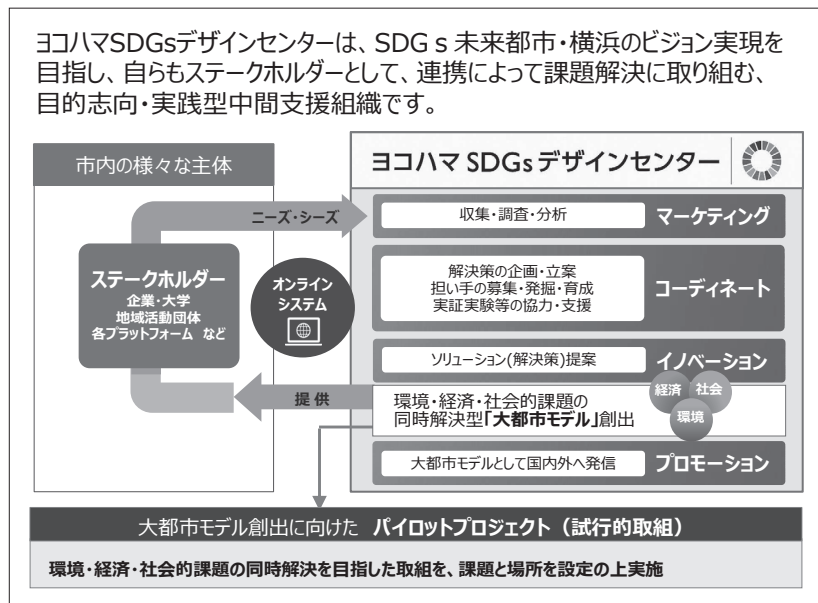


図7 ヨコハマSDGsデザインセンターとは

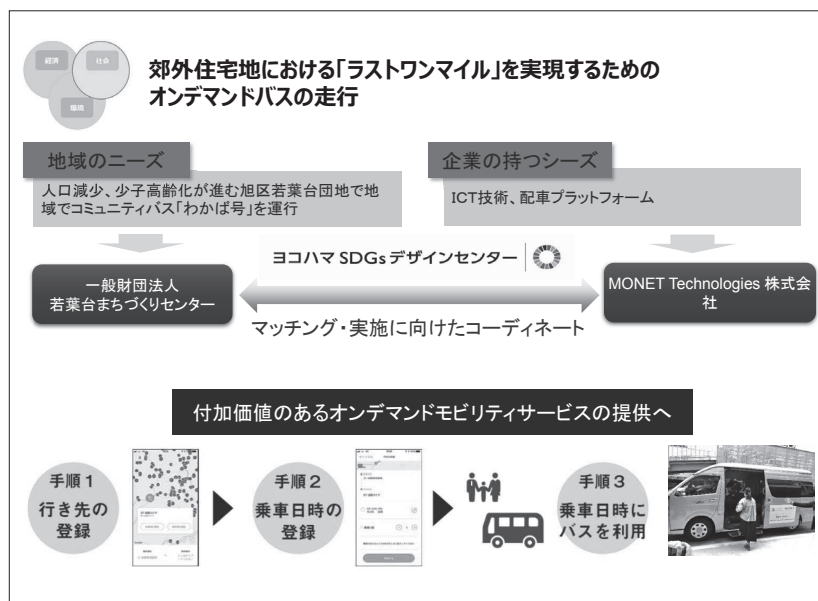


図8 アクションプロジェクト

る可能性もあり、将来的なEV化や、自動運転も視野に入っており、環境面でも非常に価値のあるプロジェクトになることが予想されます。

ヨコハマSDGsデザインセンターは、地域と企業の出会いをアレンジし、事業の推進に対してのサポーターとしての存在を示しました。今後の展開にも、大いに絡んでいき、地域の課題解決に、環境・経済・社会の好循環で対応していくべく行動をしていきたいと考えています。

#### 4. SDGsに関する自治体の役割の考察

以上を基にして、自治体として、今後の展開に対して期待されることを次に述べたいと思います。

- 1) SDGsの目標達成にはその都市としてのまちづくりや、施策展開のストーリーが必要。地域学というのがありますが、地域の特徴“都市格”を認識し、それを核とした施策展開へのサポートをすることが必要。
- 2) 自治体の内部の横ぐし機能が必要。部分最適のこなす仕事から、目標値を置いて創り出す仕事への胎動。
- 3) 産官学市民のステークホルダーの融合をめざす活動が必要。
- 4) 少子高齢化、地球温暖化対策、防災、あるいは高度になった技術の（IoT、AI、ロボティクスetc）の社会導入を提案していく。
- 5) 上記を可能にするために、自治体内部や、産学市民等の実社会との連携、情報交換を積極的に行動していくことが重要。そのプラットフォームとして、或いは、施策実行への機動力として、ヨコハマSDGsデザイ

ンセンターのような中間組織の活用や設立必要性の検討。（我々としては今後、中間組織同士の連携も視野に入れていきたいと考えています。）

#### 【参考文献】

- 内閣府地方創生推進事務局SDGs未来都市  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/index.html>（2020年1月7日アクセス）
- 横浜市温暖化対策統括本部  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/>（2020年1月7日アクセス）



## 地域共生社会とまちづくり —SDGsの視点を踏まえて—

くろ だ けん じ  
黒 田 研 二

関西大学 人間健康学部 教授  
大阪府立大学 名誉教授

### はじめに

日本社会は、現在、さまざまな問題に直面している。出生率の低下に伴う少子高齢化と人口減少、高齢独居世帯の増加や孤立死の増加、近隣の見守りや支え合いの力の脆弱化。社会的紐帯の弱体化は、非婚の増加と家族の変容といった形でも現れており、ひきこもりの問題が深刻化している。雇用環境も変化し、非正規労働者が増加するとともに、経済格差の拡大や貧困問題も無視できない状況だ。1998年から10年以上続いた年間自殺死亡3万人以上といった状態は改善されたものの、10歳から39歳という若年層では、自殺は死亡率の一位をしめている。高齢の親と働いていない独身の50代のひきこもりの子が同居している家族（8050問題）、親の介護と育児の負担に同時に直面する家族（ダブルケア）、障害のある子の親が高齢化し親自身が介護を要するようになった家族など、生活問題は複合化し、従来の児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉といった縦割りの社会福祉制度では対応が難しくなっている。こうした社会の動向に対して、地域包括ケアシステムの構築、あるいは地域共生社会づくりといった政策目標を掲げ、国および地方自治体は対応を図ろうとしている。

一方、世界全体に目を転じてみると、地域紛争と難民の発生、貧困や飢餓、高い死亡率に悩まされる開発途上国、地球温暖化と気候変動、それに伴う自然災害の増加、有限な化石燃料や原子力発電に頼るエネルギー問題、海洋汚染、生物多様性を含む環境保全など、さまざまなグローバルな問題を抱えている。国連とその加盟国は、こうしたグローバル問題の解決のために「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）を設定し対応を図ろうとしている。日本の政府と地方自治体も、SDGsに向けた取り組みを開始したところである。

本稿では、いま自治体に求められているSDGsへの取り組みおよび地域共生社会づくりについて、両者を結び付けて論じるとともに、両者に共通する視点と条件を考えてみたい。

### 1. 2030アジェンダ・SDGsの開始

#### 1) SDGsの視点

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）に記載された国際目標である。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として策定され、「誰一人として取り残さない



(leave no one behind)」を理念に掲げ、2016年から2030年までの17の目標（ゴール）と169のターゲットを設定している<sup>1)</sup>。2017年には、進捗状況を測るための評価尺度である約230の指標も提示されている。

17の目標は相互に関連し合い、総体としてめざすものは「持続可能な社会」である。2001年に策定されたMDGsが主に開発途上国のための目標で、8分野の目標を提示していたのに対し、SDGsが掲げるのは先進国を含めすべての国が取り組む必要がある普遍的な課題と目標である。目標1はあらゆる形態の貧困の撲滅、目標2は飢餓を終わらせ、食糧安全保障、栄養改善、持続可能な農業を促進すること、目標3は保健、人々の健康的な生活の確保と福祉の促進である。すなわち目標1から目標3までに、人々の生存に不可欠な保健と福祉に関連する目標が挙げられている。目標4の教育（質の高い教育、生涯学習）、目標5のジェンダー平等、目標16の平和と公正などととも、SDGsは国連が第二次大戦後に取り組んできた基本的人権の保障を目標に盛り込んでいる。また、SDGsには近年とみに深刻さを増してきた生態学的グローバル問題への対応、すなわち持続可能な生産と消費（目標12）、気候変動への対応（目標13）、海洋資源や陸上資源の保全（目標14・15）、信頼できる持続可能なエネルギー（目標7）などを目標に掲げている。さらに、持続可能な経済開発と人間らしい雇用（目標8）、社会のインフラ構築、持続可能な産業化促進とイノベーション（目標9）、各国内および国家間の格差や不平等の是正（目標10）などの経済開発に関する目標がある<sup>2)</sup>。

2030アジェンダ・SDGsは、すべての国・人

に関わる共通の目標であるという普遍性、人としての尊厳・基本的人権の保障をめざし「誰一人取り残さない」という包摂性、17の課題がそれぞれ深くかかわりあっており、環境、経済、社会の課題を同時に解決しようとする統合性という3つの特徴を有している。

## 2) SDGsの達成に必要なパートナーシップとガバナンス

こうした特徴をもつ2030アジェンダ・SDGsを、国連の加盟国政府だけで実現することは非現実的であり、政府部門と民間企業（国際的には多国籍企業が展開している）および非営利組織（各種のNGO・NPO等）の連携と協働（パートナーシップ）によって取り組むことが必要となっている。地球規模の課題（グローバル課題）を解決するためには、関連する様々な主体（ステークホルダー）の参加と連携・協働（グローバルパートナーシップ）が必要であり、様々な主体の連携・協働にもとづく行動計画（グローバルアジェンダ）の遂行と運営管理（グローバルガバナンス）が必要になっている。こうした、政府、企業、非営利組織のそれぞれが課題解決に役立つ役割を担い、様々な主体のパートナーシップに基づくガバナンスを重視するという視点は、目標17（パートナーシップで目標を達成しよう）に表現されている<sup>3)</sup>。

SDGsがめざすのはグローバル課題の解決であるが、17の課題の具体的な立ち現われ方は国によって、また地域によって異なる。課題の解決のために動員できるさまざまな社会資源も、国や地域によって異なる。また、それぞれの国や地域の人々が、こうした課題についての認識を持ち、草の根から課題解決にむけた行動や動



きを立ち上げていくことも重要である。グローバル課題の解決のためには、それぞれの国や地域において、政府、企業、非営利組織に加えて一般の人々が参加するローカルガバナンスを確立していくことも必要となっている。

### 3) 政府、自治体によるSDGsの推進

日本政府は、世界的に進む都市化を見据え、環境や高齢化対応などの課題に対応しつつ、持続可能な経済社会システムを持った都市・地域づくりをめざす「環境未来都市」構想を進めている<sup>4)</sup>。環境や高齢化対応など人類共通の課題にチャレンジする都市として選定された環境未来都市では、環境、社会、経済の三つの価値を創造し続ける「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現に向け、先駆的プロジェクトに取り組んできた。また、2008年から進められている環境モデル都市も「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市とし、一体

的な推進が図られている。環境、社会、経済の三つの領域で価値を創造していく取り組み（図1）は、SDGsの視点にも沿ったものである<sup>4)</sup>。現代日本の抱える社会の課題に対応していくうえでも、SDGsの視点を取り入れ、国レベルや地方自治体レベルのローカルガバナンスを深化させていくことが有効である。

地方自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みは、地方創生の実現のためにも重要であり、このため地方創生の推進に向けた日本の「SDGsモデル」の構築が進められている。内閣府は2019年、地方自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを提案した31都市を「SDGs未来都市」として選定し、また、その中で特に先導的な取り組み10事業を「自治体SDGsモデル事業」として選定した。これらの取り組みを支援するとともに、成功事例の普及展開等を行い、地方創生の深化につなげていこうとしている<sup>4)</sup>。

環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市

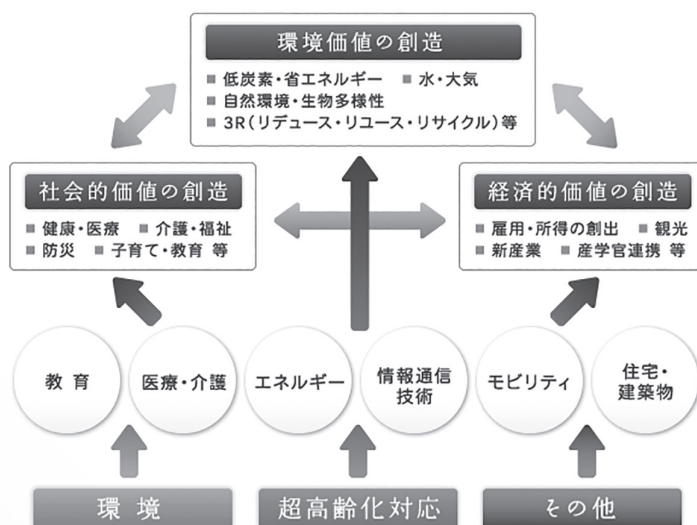


図1 「環境未来都市」構想 (<http://future-city.go.jp/sdgs/>)

こうした取り組みを進めるために「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の形成が進められてきている<sup>4)</sup>。このプラットフォームは、多様なステークホルダーの積極的な参画と官民連携を推進することで、SDGsの達成に向けた取り組み、およびそれに資する「環境未来都市」構想、および地方創生の推進を目的としている。プラットフォームを構成するのは、2019年9月末現在で、地方自治体（401団体）、関係省庁（13団体）、民間企業・非営利組織・大学等（578団体）の計992団体である<sup>4)</sup>。ここでは「自治体SDGs」という概念が提示され、「全国の自治体による地域のステークホルダーと連携したSDGsの達成に向けた積極的な取り組み総体」と定義されている<sup>4)</sup>。自治体レベルにおけるSDGsの多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決にも貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進することにも寄与するであろう。

## 2. 地域共生社会とは

### 1) 「地域共生社会」が意味するもの

「地域共生社会」とは何を意味しているのか。2016年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」<sup>5)</sup>には以下のように書かれている。「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」。なお、この文章は、「結

婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現」の中の「障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現」という項目の中に書かれており、次の文章に続くものである。「障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援および職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」。

地域共生社会とは、障害者、難病患者、がん患者、性的マイノリティなどを包摂し、すべての人が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会を意味している。多様な人々が共存・共生する社会であり、特定の人々を排除しない社会である。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、互いに支えあう、つまり互酬的、互助的な人々の関係が広がるとともに、福祉などの公的サービスと連動していく社会がイメージされている。同様の文章は、同じ日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」<sup>6)</sup>の中にも「地域共生社会の実現」と項目を立てて書かれている。

社会的包摂という理念は、「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念とも共通する。厚生労働省は、2016年6月の閣議決定を受けて2016年7月には省内に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」という文書を発出した。「我が事・丸ごと」という枕言葉には、人々が地域の課題や福祉を必要とする人の課題を「他人事」ではなく「我が事」と受け止め、



縦割りの福祉制度ではなく「丸ごと」対応し解決していく制度に変えていく、という意味合いが込められている。こうした考え方は、すでにその1年前、2015年9月に、厚生労働省内に置かれたプロジェクトチームが出した文書「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」でも示されていた。そこでは、「地域包括支援体制」という概念を用いて、分野横断的に全世代に対応できる福祉サービスの提供のあり方が議論されていた。こうした一連の議論は、2017年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布へとつながっていく。「地域包括ケアシステム」「地域包括支援体制」「地域共生社会」を実現しようとする政策的動向は現在も進行中である。この一連の動きを表1にまとめた。

## 2) 3つの類似概念の比較

厚生労働省や内閣府から「地域包括ケアシス

テム」「地域包括支援体制」「地域共生社会」という3つの類似した概念が示されてきた。ここでそれぞれの意味合いを掘り下げて、相互の関係を考えてみる(表2)。

「地域包括ケアシステム」という考え方が登場したのは、厚生労働省に置かれた「高齢者介護研究会」が2003年に出した報告書「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」<sup>7)</sup>においてであった。そこには、「地域包括ケアシステムの確立」という項のなかで「要介護高齢者の生活をできる限り継続して支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みが必要」と書かれている。地域包括ケアシステムは後に法律の条文の中でも規定されている。2014年6月に法律名を含め改正された「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」におい

表1 地域包括支援体制・地域共生社会をめぐる政策動向

年・月	動きの内容
2015・9	厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」⇒ <b>地域包括支援体制</b> を提案
2016・6	「骨太方針 2016」「ニッポン一億総活躍プラン」 <b>地域共生社会</b> の実現に言及
2016・7	厚生労働省・我が事・丸ごと <b>地域共生社会</b> 実現本部設置「 <b>地域包括ケア</b> の深化・ <b>地域共生社会</b> の実現」
2017・6	<b>地域包括ケアシステム</b> の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布 ⇒社会福祉法一部改正
2017・9	厚生労働省「地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)」最終とりまとめ「 <b>地域共生社会</b> の実現にむけた新しいステージへ」
2017・12	厚生労働省「社会福祉法に基づく市町村における <b>包括的な支援体制</b> の整備に関する指針」の策定・公表および関連通知の発出(2018・4月施行)
2019・7	厚生労働省「 <b>地域共生社会</b> 推進検討会(地域共生社会に向けた <b>包括的支援</b> と多様な参加・協働の推進に関する検討会)」 <b>「中間とりまとめ」</b>

表2 「地域包括ケアシステム」「地域包括支援体制」「地域共生社会」の比較

	地域包括ケアシステム	地域包括支援体制	地域共生社会
概念の初出	2003年6月高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」	2015年9月厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」	2016年6月内閣府経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2016」「ニッポン一億総活躍プラン」
特徴	介護保険制度と関連した仕組み。高齢者を対象。医療、介護、予防、生活支援、住居の5つの要素を重視。高齢者ができるだけ長く地域で生活できることをめざす。	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」として、厚労省プロジェクトチームによりまとめられた。全世代対応の分野横断型の福祉サービスの提供をめざす。	全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う社会、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合う地域社会をめざす。
共通点	少子高齢化、人口減少に対応する「地域づくり」をめざしている。		

て、第2条に「地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう」と定義づけられている。

一方、「地域包括支援体制」という概念は、2015年9月に厚生労働省の中に置かれた「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」から出された文書「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」<sup>8)</sup>において用いられた。そこでは、分野横断的で包括的な相談支援体制を実現し、高齢者、障害者、子育て支援、生活困窮者支援等の複数分野の福祉施策を総合化した支援を組み立てるための方向性が議論されている。「地域包括ケアシステム」と「地域包括支援体制」を比較すると、「地域包括ケアシステム」が介護保険制

度を中心として高齢者の生活を地域で支える仕組み、特に介護と医療が連携し、予防や居住サービスなどを含めた「包括ケア」の実現に重点を置いているのに対し、「地域包括支援体制」は、福祉制度における分野別の縦割りを克服し「包括支援」の提供をめざしている点に特徴がある。

「地域共生社会」については、初めて言及されたのが2016年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」等であったことは前述した。「地域包括支援体制」が、福祉サービスの提供体制の刷新を企図しているのに対して、「地域共生社会」は、地域住民が役割を担い、相互に支え合い、生きがいを感じられるようなコミュニティづくりをめざしているといえるだろう。

「地域包括ケアシステム」「地域包括支援体制」「地域共生社会」という政策目標を示す3つの概念には、このようにニュアンスの違いはあるものの、人々が安心して住み続けることが



できる「地域づくり」を目標としている点で共通している。主に福祉サービスの提供体制の刷新の方向を論じた厚労省プロジェクトチームの報告<sup>8)</sup>でも、「新しい連携のかたちは、福祉分野内に止まるのではなく、福祉以外の分野に拡大していかなければならない」と書き、「新しい地域包括支援体制は、地域をフィールドとした新しいまちづくりをめざす」ものだと述べている。

### 3) 2017年6月の社会福祉法一部改正

「地域包括ケアシステム」「地域包括支援体制」「地域共生社会」といった政策目標を保健・医療・福祉の施策に落とし込んでいくため、2017年6月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布された。これは、介護保険法、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等を同時に一部改正する東ね法案であった。この法律の成立により、社会福祉法も一部改正され、以下の点が盛り込まれた。①条文での地域福祉に関する言及、②地域福祉計画の内容についての改正、③分野を超えて総合的（包括的）に対応できるような相談支援体制の推進である。その内容を以下順次みていくが、法律改正を通じて「地域共生社会」実現のために、福祉行政として「地域包括支援体制」づくりを進め、地域福祉の推進をめざして地域住民等の参加を強調する内容となっている。

第1の地域福祉の推進であるが、第4条で、これまでにその推進主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者」と規定していたが、今回の改正ではこれらの人を「地域住民等」と

括り、新たに次のような第2項を設けた。「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の（中略）各般の課題（「地域生活課題」）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（「支援関係機関」）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」。わかりにくい文章であるが、要は、地域福祉の推進主体を地域住民および福祉関係者と規定し、これらの人々が総合的に地域生活課題を把握し、その解決のため社会福祉の支援関係機関につなげていく、ということである。

第2の地域福祉計画（第107条）の内容については、市町村が地域福祉計画を策定する際、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の各分野に共通して取り組むべき事項、地域福祉活動への住民の参加の促進に関する事項、包括的支援体制の整備に関する事項などを記載することを求めている。

第3の包括的相談支援体制の推進に関しては、新たに第106条の2の条文で、児童福祉法、母子保健法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法等が定める各種の相談支援事業の主体は、自らが担当する支援課題以外の困難な地域生活課題を把握したときは、対応できる支援関係機関に対しその生活課題の解決に資する支援を求めることを規定した。また、第106条の3では、「市町村は、地域住民等および支援関係機関による地域福祉推進のため相互協力が円滑に行われ、地域生活課題解決に資す

る支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」ことを規定した。

#### 4) 伴走型支援への注目

このように「地域包括支援体制」や「地域共生社会」をつくり出すための議論や法整備が図られてきているが、それらは主に市町村における体制づくりをめざすものである。しかし本稿の冒頭に記した8050問題などの複合的な生活課題をもった人々を支援していくには、個別・具体的な支援方法の開発や支援に従事する人材の養成も必要である。現在、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置されており、その「中間とりまとめ」<sup>9)</sup>が、2019年7月に出された。また、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化を図る取り組みの推進のためのモデル事業も実施されており（2018年度時点で151自治体）、こうした取り組みをもとに、次の制度改革へとつながっていくであろう。

地域共生社会推進検討会「中間とりまとめ」では、複合的な生活課題をもつ人への支援の方法として「伴走型支援」に言及している点が注目される。従来の社会福祉の分野別サービスは、現金給付・現物給付という方法によってその分野の課題解決を目的としてきた。伴走型支援とは、支援者と生活課題をもつ本人が継続的につながり、相互に関わりながら、本人と周囲との関係を広げていく支援である。いわば、つながり続けることを目的とするアプローチであり、本人の暮らし全体を捉え、その人生の時間軸も意識しながら、継続的な関わりを行う相談支援である。（「中間とりまとめ」ではそれを「手続

的給付」と呼んでいる）。伴走型支援は、生きづらさの背景が明らかでない場合や、自己肯定感・自己有用感が低下している場合、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に特に有効と述べている<sup>9)</sup>。「現行の現金・現物給付の制度に加えて、専門職による伴走型支援と住民同士のケア・支え合う関係性の双方を基盤として、地域における多様な関係性が生まれ、それらが重なり合うことで、地域における重層的なセーフティネットが構成されていく」と述べている<sup>9)</sup>。

### 3. 地域共生社会とSDGsに共通する視点と条件

SDGsと地域共生社会について論じてきたが、両者に共通する視点とは何であろうか。それは、持続可能な社会、そこに住む人々が安心して暮らすことができる社会を創り出すという視点である。社会的包摂と基本的人権の保障を推進することがその基底にある。SDGsはグローバル課題への対応を目標に設定しているが、それを達成するためには各国や地域によるその特性に合わせたローカルな取り組みも不可欠なものである。わが国で地域共生社会を追求することは、SDGsの取り組みの一部を構成しているとみなすこともできるだろう。

それでは地域共生社会とSDGsを追求するうえで、共通する条件とは何であろうか。「1. 2030アジェンダ・SDGsの開始」で論じたことを踏まえると、①プラットフォームの活用、②パートナーシップの形成、③ガバナンスの確立の3つを挙げることができるだろう。



プラットフォームとは、特定の目標の達成に向けて、立場の異なるさまざまな主体が、自由に意見を交換し、情報や認識を共有していくことができる場を意味している。対話の中から新たな認識、新たな課題の発見や行動計画が発展する。地域共生社会に関わるさまざまな主体が地域には存在している。行政はもとより、さまざまな住民団体、NPOやボランティア団体があるだろう。保健・医療・福祉に関わる各種の専門職団体や機関がある。商店、スポーツや文化施設、学校、人々が働く場である民間企業や農業等の産業もある。地域づくりには地域社会を構成するさまざまな主体が参加できるプラットフォームを形成し活用することが必要となる。地域包括ケアシステムを推進していくために、市町村が実施する地域支援事業の中には、地域ケア会議、あるいは生活支援体制整備事業の中で設置する第1層（市町村レベル）および第2層（日常生活圏域レベル）の協議体といった地域の関係者が集まる協議の場が規定されている。こうした場を、地域づくりのためのプラットフォームとして活用していくことも有用であろう。

パートナーシップとは、異なる主体どうしの連携・協働を促進する信頼関係を意味している。SDGsでは政府部門と民間企業および非営利組織間のパートナーシップが必要であるのと同様に、地域共生社会を実現するためには、さまざまな主体間のパートナーシップを形成する必要がある。とくに市町村行政、社会福祉協議会等の民間の組織、保健・医療・福祉の専門団体、住民組織、当事者組織などのさまざまな主体間のパートナーシップは重要である。単なる行政から民間の組織・団体への情報伝達、業務の委

託、指導監督といった関係ではなく、パートナーシップでは、相互に対等な立場で意見を述べ、信頼関係を形成できることが重要である。パートナーシップ形成のためには一定のルールづくりも必要になるであろう。

ガバナンスとは、ひとつの組織体あるいは複数の組織の集合体が、目標にそった行動計画を適切に遂行・運営管理していく過程を意味している。地域共生社会を創り出すという目標はさまざまな主体による協働を必要としているので、それらの主体総体のガバナンスを確立することが重要となる。プラットフォームやパートナーシップを形成したうえで、さまざまな主体が関与するローカルガバナンスを創り出すことが必要である。現在、自治体（市町村）の策定する地域福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画など各種の行政計画、あるいは社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画において、策定過程にさまざまな主体が関わりながら、地域共生社会に関連するさまざまな目標が議論され、その達成度を測るための数値目標も設定されている。そうした計画の進捗管理を行いながら、PDCAサイクルを動かしていくこともガバナンスの一環である。

## おわりに

地域共生社会を実現していくには、行政と民間の組織・団体とのパートナーシップの形成やローカルガバナンスの確立が条件となることを述べた。しかしそれは自然発生的に成立するものではなく、それらを成立させるための行政側のイニシアティブが必要である。また、地域共生社会の実現には、多様な主体が関わることで



必要であるが、行政内部でもさまざまな部署が、地域共生社会（あるいは地域包括ケアシステム、地域包括支援体制）の実現に関わりをもっている。行政内部のそれらの部署が縦割りでバラバラに事務をしているのは、地域づくりにつながる総合的施策を推進することはできない。その意味では、市町村行政の内部にも、適切なガバナンスを確立していくことが求められているといえるだろう。

## 【注】

- 1) 国連：About the Sustainable Development Goals  
<https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>（2019.10.30 閲覧可）
- 2) 外務省国際協力局：「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組2017」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270587.pdf>（2019.10.30 閲覧可）
- 3) 村山史世、滝口直樹（2018）「自治体・地域づくりから見た2030アジェンダ・SDGsの可能性についての予備的考察」『武蔵野大学環境研究所紀要 7号』pp.73-88
- 4) 内閣府地方創生推進室：自治体SDGs、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、『環境未来都市』構想。  
<http://www.future-city.go.jp/>（2019.12.5 閲覧可）
- 5) 内閣府：経済財政運営と改革の基本方針2016。  
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>（2019.10.30閲覧可）
- 6) 首相官邸：ニッポン一億総活躍プラン。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>（2019.10.30 閲覧可）
- 7) 厚生労働省：2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～。  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/>（2019.10.30 閲覧可）
- 8) 厚生労働省：誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 —新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン。  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>（2019.10.30 閲覧可）
- 9) 厚生労働省：地域共生社会推進検討会中間とりまとめ。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00015.html)（2019.10.30 閲覧可）



# 持続可能な開発目標 (SDGs) と市民の学習 —ユネスコ学習都市・岡山を事例として—

あか お かつ み  
赤尾 勝己  
関西大学 文学部 教授

「持続可能な開発目標 (SDGs)」のめざす社会を築くためには、持続可能な地域づくりが不可欠である。そのためには、地域の担い手が育つための「学び」が重要な役割を担う。その際に、子どもたちを対象とした学校教育と、成人を対象とした社会教育が重要な役割を担うことになる。本稿では、まず、持続可能な開発のための教育 (ESD)、学校教育、社会教育の概念について触れて、ESDが岡山市で学校教育と社会教育のなかで実践されていった経緯について述べる。次に、2000年代初頭から岡山市において展開された市民のESDに関する学習を基盤として、2017年に同市が日本で初めてユネスコ学習都市に認定された経緯について述べる。最後に、2018年6月に「SDGs未来都市」に選定された岡山市めぐって、今後どのような研究課題があるのかについて示したい。

## 1. 岡山市におけるESDと学校教育、社会教育との関わり

まず、本稿で出てくる言葉の定義について述べておきたい。

ESDとはEducation for Sustainable Developmentの頭文字をとったもので、「持続可能な開発のための教育」と訳されている。2005年から2014

年まで「国連ESDの10年」が実施された。そこで、2013年11月の第37回ユネスコ総会および2014年9月の第69回国連総会において「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム」が採択された。そして、国連ESDの10年の最終年にあたる2014年11月に、ユネスコと日本政府の共催によって、名古屋市と岡山市で「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、「あいち・なごや宣言」と「岡山コミットメント (約束) 2014」が採択された。その内容については後述するが、ここでは、コミュニティが、気候変動、生物多様性、レジリエンス (跳ね返す力)、防災、食料と栄養の安全保障に関する教育を推進できるように、力の獲得を後押しする」ことが述べられている。

日本では2016年3月に、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議で、ESDについて「人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるように、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現して

いくことを目指して行う学習・教育活動」(文部科学省国際統括官付 2018 : p. 4) ととらえている。

学校教育とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、支援学校等において行われる教育をさす。日本ではESDの推進拠点としてユネスコ・スクール (UNESCO Associated Schools Network) が位置づけられている。2018年10月現在1,116校ある。もともとユネスコ・スクールは、ESDを実施する学校を意味していないが、日本ではユネスコ・スクール=ESD教育を行う学校という図式ができあがっている。社会教育とは、社会教育法に基づく、公民館、図書館、博物館等で行われる教育をさす。本稿では特に公民館や生涯学習センターにおける住民の非定型的 (non-formal) なSDGs学習との関わりが深い。

ここで、岡山市がユネスコ生涯学習研究所に、ユネスコ学習都市になるために作成した申請書の中から、ESDの学習に関わる部分を引用してみたい (赤尾 2018B : p. 35)。

- 2016年3月に策定された岡山市第6次総合計画は、さまざまな挑戦に取り組むために、今後10年間 (2016-2025年) の目標と方向性を設定している。本計画は、「学習都市」のコンセプトと共通の基盤を多く共有している。それは、持続可能な未来を実現するために考え学び行動する人々を育成すること、市民の参画と協働を通して市を発展させること、異なる文化との交流を通して地域の伝統に基づく新しい文化を創造すること、豊富な自然資源を受け継ぐこと、活気に満ちた市に向かって経済を発展させること、をねらいとしている。

- 教育はその目的を遂行するための鍵となる要因であると認識される。特に、岡山市は学習都市を建設するために「持続可能な開発のための教育 (ESD)」を集中的に促進してきた。それは市民に持続可能な開発のライフスタイルに向けての価値や態度を獲得する機会を提供している。岡山ESD促進委員会は、48のさまざまな利害関係団体の協力のもとで2005年に設立された。それはESDに関する国連地域開発センターのコンセプトに同調する岡山市役所を含んでいる。同委員会は、岡山ESDプロジェクト・マスタープラン (2005-2014) に沿って協働的にESDを促進してきた。同計画に基づいて実施されたプロジェクトは、本市の環境学習を豊かにすることに貢献する環境保護、多文化共生、持続可能な生産・消費のプロジェクトから広がっている。

- 岡山市は、定型教育 (formal education)、非定型教育 (non-formal education)、不定型教育 (informal education) において生涯学習のための総合的な構造を提供している。例えば、ユネスコのASP (Associated Schools Project) ネットワークに登録している51のユネスコ・スクールを含む学校もまた、持続可能な社会の担い手を育成するためのESDプログラムを実施している。中学校区に設置されている市立公民館は、地域に基づいたESDを促進してきた。公民館は、幼児から高齢者まで、集会や学習のためだけでなく、地域のために行動する機会を提供している。

このように岡山市では、学校教育、社会教育で実践されてきたESD活動を中核として、それを市全体の総合計画へ発展させて、さらにユネスコ学習都市へと移行していく道筋が述べられ



ている。

## 2. 岡山市におけるESDの取組の経緯

岡山市では、2000年代初頭から、学校教育と社会教育双方において、持続可能な開発のための教育（ESD）の実践を盛んに行ってきた。市内の小中学校では「総合的な学習の時間」で環境学習に取り組んだ。同様に、市内の公民館においても環境学習が取り組まれた。つまり、子どもから成人に至るまで市内ではESDによる学習が取り組まれた。

同市では、2005年から持続可能な開発に向けての計画をスタートさせた。同市は、定型教育、非定型教育、不定型教育が手を携えて、各家庭や事業所におけるソーラーパネルの設置など、バランスのとれた地域社会と環境の発展を推進してきた。これは市民が容易に学習機会に近づくことを保障するだけでなく、経済や地域のエコシステムにも利益となる。

同市では、「国連ESDの10年」への取組として、2007年に「公民館サミット in 岡山」が開催された。そして、2014年10月に、ESD推進のための公民館-CLC国際会議（注）が開催され、「岡山コミットメント（約束）2014～コミュニティに根ざした学びをとおしてESDを推進するために、「国連ESDの10年」を超えて～」が採択された。

同約束には15項目が挙げられている。そこでは「コミュニティ間および問題解決の当事者同士が『実践の共同体』を創り出し、地域および国際社会における持続可能性に関する課題に対応することができるよう、戦略的な連携を強め維持する行動に共に取り組む（約束2）」こと

が挙げられている。そして、「ESDはフォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育、偶発的な学びなど、あらゆる人のための生涯にわたる、あらゆる場面での教育や学びであることが認識され、尊重される」社会教育にあたる「ノンフォーマル教育と地域に根ざした学びは、子ども、若者、成人が、個人あるいは集団の行動を通じて、自分自身やコミュニティが変容する機会を提供する」と述べられている。

岡山市立幼稚園は56園、保育所、認定こども園、地域型保育事業は160を超え、小学校は89校、中学校は38校、市立高校が1校ある。公民館は37館あり、外国人のための日本語や障がい者のためのコンピュータ講座、減災リスクのための地域での訓練など幅広い講座を提供している。公民館は、近隣地区での市民参加を促進している。（UNESCO Institute for Lifelong Learning 2017：pp. 128-29）

ここで再び、岡山市がユネスコ生涯学習研究所で提出した申請書から、ESDに関連のある箇所を引用してみたい。（赤尾 2018B：pp. 35-36）

- 岡山ESD促進委員会は、すべての利害関係者を巻き込むために、ESDを実践している組織間のネットワークと協力を促進し、それらの活動を支援している。それは、補助金を与え、育成、フォーラム、イベントを組織し、ESD活動に関わるさまざまな利害関係者をモチベートするために情報を公開する。
- 同委員会の代表者委員会は、その基本方針を設定し、実行委員会は、どのようにそのプロジェクトを運営するかを決定する。各委員会は、市役所、教育施設、市民組織、メディア会社など約20の組織から構成される。岡山市

はESD推進課を設置し、同委員会の事務局を担っている。それは、予算を確保しスタッフを配置している。

- 2016年7月現在、259の組織が同委員会に関わり、ESDプログラムを実施している。そのなかには、研究・教育のための予算を有する大学、市民活動を促進する組織、企業の社会的責任(CSR)活動を実施している各企業が、自らの資源を使いながらESDプロジェクトを支援している場合もある。
- 市民参画・協働を強化することは、学習都市にとって重要な要因でもある。2016年4月に、市民協働促進条例が改正された。そして、市民、市当局、更に他の利害関係者の協働を通して諸問題を解決するためにESD市民協働センターが設立された。

上記のように、2000年代に入ってから岡山市ではESDによるまちづくりが顕著になってきた。そうした岡山市が、2017年には日本ではじめてのユネスコ学習都市に認定されたのである。

### 3. 国連・持続可能な開発目標(SDGs)の内容

2015年9月25日、国際連合は総会で持続可能な開発目標(SDGs)を採択した。まず、以下に17の目標を示す。各目標の前半は日本語のローガン、後半は日本語訳と英語の原文である。前半と後半には、微妙な意味の違いが看取されることに注意したい。日本語のローガンは、オリジナルな内容がかなり省略されていることが看取されよう。

1. 貧困をなくそう 「あらゆる場所で、あらゆる

形態の貧困に終止符を打つ (End poverty in all its forms everywhere)」

2. 飢餓をなくそう 「飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する (End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture)」

3. すべての人に健康と福祉を 「あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する (Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages)」

4. 質の高い教育をみんなに 「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all)」

5. ジェンダー平等を実現しよう 「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る (Achieve gender equality and empower all women and girls)」

6. 安全な水とトイレを世界中に 「すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する (Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all)」

7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 「すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する (Ensure access to affordable, reliable,



sustainable and modern energy for all)」

8. 働きがいも経済成長も 「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する（Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all)」

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 「強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る（Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation)」

10. 人や国の不平等をなくそう 「国内および国家間の格差を是正する（Reduce inequality within and among countries)」

11. 持続可能なまちづくりを 「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする（Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable)」

12. つくる責任、つかう責任 「持続可能な消費と生産のパターンを確保する（Ensure sustainable consumption and production patterns)」

13. 気候変動に具体的な対策を 「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る（Take urgent action to combat climate

change and its impacts)」

14. 海の豊かさを守ろう 「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する（Conserve and sustainability use the oceans, seas and marine resources for sustainable development)」

15. 陸の豊かさも守ろう 「陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る（Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainability manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss)」

16. 平和と公正をすべての人に 「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する（Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels)」

17. パートナリーシップで目標を達成しよう 「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する（Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development)」

上記17の目標は、次の3群の持続可能性と関わっている。

目標6.7.13.14.15 = 環境的持続可能性

目標1.2.3.4.5.10.11.16 = 社会的持続可能性

目標8.9.12 = 経済的持続可能性

目標17はすべてに関わる。

また、これらの17目標の下位に、169のターゲットがあり、さらに約230の指標 (indicators) が位置づいている。このようにしてみると、岡山市ではESDの学習に多くの市民が参加してきたように、環境的持続可能性と社会的持続可能性に重点が置かれてきたといえよう。

#### 4. 2017年第3回コーク会議での報告から

2017年9月に、アイルランドのコーク市で、ユネスコ第3回学習都市に関する国際会議が開催された。同会議の全体テーマは、「グローバルな目標、地方の行動 —2030年におけるすべての人のための生涯学習に向けて—」(Global goals, local actions: Towards lifelong learning for all in 2030)であった。参加国は80カ国、参加都市は108都市であった。日本から参加したのは、岡山市副市長、岡山市ESD推進課職員3名、文部科学省職員1名と筆者の計6名であった。2015年に国連において持続可能な開発目標 (SDGs) が採択され、各都市においてSDG4 (教育) とSDG11 (持続可能なまちづくり) が必須項目となった。本会議では、これからユネスコ学習都市になっていこうとしている各都市におけるその進捗状況が報告された。

同会議のサブテーマ1は、「生涯学習は、地

方レベルで、「持続可能な開発の目標」(SDGs)の遂行をどのように支援するか」(How Lifelong Learning Supports the Achievement of the Sustainable Development Goals at Local Level)であり、その趣旨は次のとおりであった。

「生涯学習と学習の発展は、SDGsの遂行にとって決定的である。私たちは、それを満たすというグローバルな協議事項 (agenda) を有している。私たちは、SDGsは究極的に、地方の目標であることを知っている。私たちはまた、貧困と不平等の問題に取り組み、健康と教育サービスが提供され、エコシステムが守られ、人権が保障されるのは、地方レベルであることを知っている。」

このセッションでは、どのようにして生涯学習をローカルな行動計画に統合するかについて議論された。これは次のような問題を含んでいる。「SDGsを遂行するうえで、生涯学習が果たす役割は何か?」「どのようにして、各都市は、生涯学習をとおして特殊な開発の挑戦に取り組んでいくのか?」「SDGsを遂行するために、生涯学習に実行させるローカルな行動計画の主要な要素は何か?」(UIL 2017; pp. 31-32)である。

最終的には次のことが明らかになった。「貧困や不平等といった特殊な開発に関わる挑戦は、生涯にわたる、生涯に広がる、生涯で深まった学習の結合によってなされる。」「ローカルな行為者、都市間ネットワークの発達、ローカルな地域社会との密接な協力は、SDGsを遂行するための基本である。」(UIL 2017: p. 32)

ここでは、生涯学習がSDGsを遂行するための手段になっていることが看取されよう。

同会議のサブテーマ2は、「都市の持続可



能な未来を保障するために、統合されたガバナンスと、複数の利害関係者の協働を促進する」(Promoting Integrated Governance and Multi-stakeholder Partnerships to Ensure the Sustainable Future of Cities)で、その趣旨は次のとおりであった。

「生涯学習が開発の挑戦に取り組むのを促進するためには、伝統的な部門に基づくガバナンス構造を廃し、あらゆる側面において持続可能な開発のための抜本的かつ部門を拡大するアプローチとしての学習を採用するために、複数の部門による計画と行動を促進することを要する。」

このセッションから明らかになったのは、「学習が教育部門に関わるだけでなく、都市計画、工学、家族、雇用、健康などに関する部門にまたがり、それが根本的な原則とならなければならない」ということである。「多様な利害関係者によるパートナーシップは、成功するうえで重要であり、その成功は効果的な統合による。したがって、どの利害関係者を特殊なSDGsを遂行するうえで巻き込まなければならないのか、どのようにして巻き込むかについて理解することが必要となる。統合されたガバナンスを構築するためには、より広い政治的環境と、どこへSDGsが進んでいくのか、何がSDGsの発展に影響を与える政治経済システムであるのかを理解することが重要である。」(UIL 2017 : p. 35)

ここで注目したいのは、学習都市建設に際して、教育行政だけでなく、総合行政的な取組が必要であることを示唆している点である。各学習都市の建設には、総合計画との整合性や、教育行政と首長部局との協働が必要になってくる

ことが示唆されている。

同会議のサブテーマ3は、「持続可能な開発のための地方の行動のインパクトの遂行と計測についての成功する方法」(Successful Ways of Implementing and Measuring the Impact of Local Actions for Sustainable Development)である。このセッションでは、「生涯学習が持続可能な開発を成功裡に実現することを確実にするためには、ローカルな挑戦、目標、目的を提示する生涯学習の政策と戦略が必要である。その影響と結果については、何ができて何ができなかったかについてモニターし、評価・省察される必要がある。さらに、ローカルなモニターが、定義された行動の筋道をとおして拡大される必要がある」(UIL 2017 : p. 37)ことが明らかにされた。ここでは、人々の生涯学習がどのように各都市のローカルなSDGsの遂行に貢献しているかを、行政が測定しようとしていることがわかる。

## 5. 今後の研究課題

本稿で扱う一番大きな問題は、ESDとSDGsとの関係性である。両者はうまく調和するのだろうか。筆者の見解では、両者は必ずしも調和しないと考えられる。

ESDは、SDGsのなかの社会的持続可能性や環境的持続可能性に関わる目標とは重なっているが、経済的持続可能性に関わる目標とは距離がある。永田佳之は、ESDのエッセンスを共有する教育の諸課題について、次のような図を掲げている。ここでは、ジェンダー教育、平和教育、人権教育、環境教育、福祉教育、多文化共生教育、開発教育が挙げられているが、ESDに



よる社会の経済成長への貢献は希薄であることがわかる。(図参照)

文部科学省は両者の問題については、次のように述べている。

「SDGs全体では、それぞれの目標が独立したものではなく、相互に関係し、時には相反する価値を追求することもあります。そのような中で教育もまた、独立した目標ではなく、むしろ、『教育がすべてのSDGsの基礎』であり、『すべてのSDGsが教育に期待』している、とも言われています。特に、ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17全ての目標の達成に貢献するものです。2017年12月の国連総会決議では、ESDが『質の高い教育に関する持続可能な開発目標に不可欠な要素であり、その他全ての持続可能な開発目標の実現の鍵』であることが確認されました。」(文部科学省国際統括官付、日本ユネスコ国内委員会 2018：p. 5)

しかしこれは、やや強引な解釈ではないだろうか。なによりも、ESDとSDGsを予定調和的

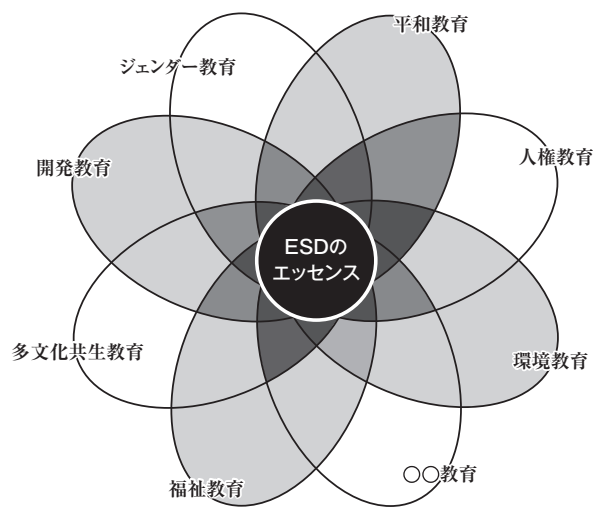


図 ESDのエッセンスを共有する学習の諸課題

出所：永田（2010：p. 108）をもとに作成。

にとらえていこうという楽観性が看取されよう。この問題は、SDGsの17の目標間の力関係や、1つの目標の内部における力関係とも関わっているのである。そうした点の検討を抜きにして、ESDとSDGsが調和的であるという結論を下すことはできないのである。

目標6.7.13.14.15 = 環境的持続可能性

目標1.2.3.4.5.10.11.16 = 社会的持続可能性

目標8.9.12 = 経済的持続可能性

現在の日本社会で、これら3群の持続可能性のなかで政府によってもっとも重視されているのは、経済的持続可能性である。さらに言えば、経済成長、つまり目標8である。だがここでも、この目標8内部の要素における葛藤関係についても見抜いていく必要があるだろう。

8. 働きがいも経済成長も 「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する（Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all）」

ここには、3つの要素が含まれている。「経済成長」と「完全雇用」と「ディーセント・ワーク」（真正の仕事）である。しかし、それらは必ずしも整合しない。新自由主義的な経済の中では、ディーセント・ワークとはいえない非正規労働に従事する人々が増えている。つまり、日本社会の経済成長は、非正規労働によって遂行されようとしているのである。

「完全雇用」といっても、そこには安価な賃



金で働く非正規雇用と、十分な賃金をもらう  
ディーセント・ワークとしての正規雇用の格差  
が内包されているのである。私たちは、案外こ  
うしたことを考えることなく、素朴にSDGsを  
称賛しているだけなのではないだろうか。

第2の問題は、SDGsによるまちづくりは、社  
会教育における学習だけが担える問題ではな  
いことである。教育行政の枠を超えた総合行政  
的な取り組みが必要となってくるのである。ユ  
ネスコの学習都市構想を展開していくうえで、  
市長部局と教育委員会との関係はどうなっ  
ているのか、双方の利害の葛藤と力関係を見  
抜いていく必要がある。岡山市では市長部局  
のESD推進課の力が教育委員会よりも強い。  
これは岡山市がユネスコ学習都市になるた  
めに申請書類を作成したのは、前者であり、  
後者はそれに協力を求められたという関係  
性である。今後、ユネスコの学習都市が、  
日本の市町村で増えていく過程での、生涯  
学習行政が教育委員会から離れて市長部局  
の主導の下で総合行政化していくことも  
考えられよう。

第3の問題は、2018年6月15日に、岡  
山市が内閣府から「SDGs未来都市」に選  
定されたことに伴う。それは、「新たなマー  
ケットやビジネスモデルの創出」「健康寿  
命の延伸と社会保障費の抑制」「ESDを  
活用した市民活動の活性化、市民の活躍  
の場の創出」に関する取組を提案した結  
果である。これまで「持続可能な開発に  
向けての教育」(ESD)を中心に学習都市  
づくりをしてきたが、これからどのような  
変容が起こるであろうか。2000年代初  
頭から積み重ねられた環境的持続可能  
性に力点が置かれたESD中心の都市づ  
くりの色彩は、徐々に薄まってい  
くことが懸念されよう。

今日、そうした懸念が現実となりつつある。  
ユネスコ学習都市・岡山市が変容しつつある。  
2018年7月第一版策定の「岡山市SDGs未  
来都市計画」では、2030年のあるべき姿  
の実現に向けた優先的ゴールが次のよう  
に掲げられている。

目標 8 市内の就業者数

目標 3 生活習慣の改善 児童の救急搬送件数

目標 8 就労・社会参加に関わった高齢者の人数

目標11 公共交通や自転車利用を心がける市民

目標 4・17 ESDプロジェクト参加者数

岡山市では、優先的ゴールのなかで、市民  
の就業が第1に掲げられ、高齢者に働いて  
いただくことが上位に来ており、ESDプロ  
ジェクトは下位に置かれている。筆者の懸  
念が的中しているように見える。今後の岡  
山市の統治について、ESDとSDGsの関  
係性を中心に、さらにフィールドワークを  
継続しながら見守っていく必要があるよ  
うに思われる。

(注) CLCとは、Community Learning Center  
の略である。

## 【参考文献】

- 赤尾勝己 (2018A) 「アイルランド・コーク市でのユネスコ第3回学習都市に関する国際会議 —日本で初めて岡山市が「学習都市賞」受賞—」『社会教育』第859号2018年1月号一般財団法人日本青年館
- 赤尾勝己 (2018B) 「ユネスコ学習都市構想の展開過程をめぐる一考察 —岡山市でのフィールドワークを含めて—」『教育科学セミナー』第49号、関西大学教育学会
- 赤尾勝己 (2019) 「ユネスコ学習都市に関する国際会議の概要と研究課題 —第1回～第3回会議をふりかえって—」『学習社会と学習都市』学習社会研究第3号日本学習社会学会、学事出版
- 内田光俊 (2015) 「「ESD推進のための公民館・CLC国際会議」の意義と課題 日本社会教育学会編」『社会教育としてのESD —持続可能な地域をつくる—』日本の社会教育第59集東洋館出版社
- 「岡山コミットメント (約束) 2014 ～コミュニティに根ざした学びをとおしてESDを推進するために「国連ESDの10年」を超えて～」同上書
- 岡山市公民館ESD実践集編集委員会 (2014) 『岡山市公民館ESD実践集』岡山市立中央公民館
- 岡山市教育委員会 (2016) 「ESDってなんだ? —はじめてESDを実践する先生のために—」
- 岡山ESDプロジェクト参加事業 (2017) 「岡山市北区京山地区持続可能な地域づくり・人づくり」岡山市京山地区ESD推進協議会
- 岡山市政策局 (2017) 「岡山市第六次総合計画2017年3月」
- 岡山市 (2018) 「岡山市SDGs未来都市計画 ～誰もが健康で学び合い生涯活躍するまちおかやまの推進～」
- 蟹江憲史編 (2017) 『持続可能な開発目標とは何か —2030年へ向けた変革のアジェンダー—』ミネルヴァ書房
- 北村友人、佐藤真久、佐藤学編著 (2019) 『SDGs時代の教育 —すべての人に質の高い学びの機会を—』学文社
- 佐藤真久、田代直幸、蟹江憲史編著 (2017) 『SDGsと環境教育 —地球資源制約の視座と持続可能な開発目標のための学び—』学文社
- 田中治彦、三宅隆史、湯本浩之編著 (2016) 『SDGsと開発教育 —持続可能な開発目標のための学び—』学文社
- 田中治彦、枝廣淳子、久保田崇編著 (2019) 『SDGsとまちづくり —持続可能な地域と学びづくり—』学文社
- 永田佳之 (2010) 「持続可能な未来への学び —ESDとは何か」
- 五島敦子、関口知子編著 (2010) 『未来をつくる教育ESD —持続可能な多文化社会をめざして—』明石書店
- 文部科学省国際統括官付、日本ユネスコ国内委員会 (2018) 『ESD (持続可能な開発のための教育) 推進の手引』2018年5月改訂 2016年3月初版
- UNESCO Institute for Lifelong Learning, Unlocking the Potential of Urban Communities Volume II: Case Studies of Sixteen Learning Cities, 2017.
- (DVD資料) 持続可能な開発のための教育 (ESD) 京山地

区推進事業・岡山ESDプロジェクト参加事業「第12回岡山市北区京山地区ESDフェスティバル 平成29年1月28日～29日」Movie京山、2017年。

(付記：本稿は、筆者が行った下記の学会発表の配布資料に修正・加筆を施したものである。赤尾勝己「ユネスコ学習都市構想における持続可能な開発目標 (SDGs) の位置づけ —社会学的観点から—」日本社会教育学会第66回研究大会自由研究発表、2019年9月14日 (於 早稲田大学)。



# SDGs達成に必要な人材育成システムとは ～ ESDへの取り組みに対する一提案

いし かわ のり こ  
石 川 路 子  
甲南大学 経済学部 教授

## 1. はじめに

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示されたSDGs (Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標) は、緩やかにしかし着実に我々の意識と行動に変革の波をもたらしている。我が国では、2016年5月に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」の設置が閣議決定され、SDGsにかかる施策が次々と検討された。2019年6月に策定された「拡大版SDGsアクションプラン 2019」では、SDGs活動指針の一つとして「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」が示され、これまでの地方創生の推進においてSDGsが主要なキーワードとして位置づけられている (SDGs推進本部、2019)。

地域社会の維持・再生を目的としたSDGsの達成には、それを担う人材が必要不可欠である。これはESD (Education for Sustainable Development; 持続可能な開発のための教育) として位置づけられ、SDGsの達成を支える重要な基盤づくりの一つとして注目され、これまでさまざまなプロジェクトが展開されている。

持続可能な社会を支える人材育成を目的とし

た効果的な教育プログラムとは何か。本稿では、国内外で積極的に行われているさまざまなESDプロジェクトに着目しながら「多様なステークホルダーの知見を活かした双方向の学びと実践の場」の重要性を提案したい。

本稿は5つの章で構成される。第2章ではESDの意義と現状を概説した後、第3・4章ではそれぞれ高等教育・研究機関および地域の多様なステークホルダーによるESDに対する取り組みの現状と課題を整理／考察する。終章では新たな人材育成システムに対するインプリケーションを示す。

## 2. ESDの意義とその目的

### 2-1 SDGsにおける教育機関の役割

2012年6月、ブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」から議論が始まったSDGsは、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」にて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、2030年までの国際社会がめざすべき強く具体的な決意として示されている。

SDGsは、基本的に2015年を達成期限とするMDGs (Millennium Development Goals; ミレニアム開発目標) で未達の目標を達成するた

めの目標として位置づけられるが（外務省、2016）、17の目標、169のターゲットで構成されるSDGsは、MDGsに比べより広範かつ包括的なものである<sup>1)</sup>。SDGsについてはさまざまな批判もあるが（Vilalta et al., 2018）、国際社会がともに手を携え解決していかなければならない社会課題を改めて共有し、抜本的な社会変化の必要性を再確認させるという点では、SDGsは一定の成果を挙げていると考えられる。

本稿では、SDGsの具体的内容の説明については割愛するが、SDGsでは教育に関する目標が明示されたことがMDGsとは異なる特筆すべき特徴の一つである。「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する（目標4）」ことが目標の一つとされ、さらに、高等教育については「2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育、および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする（ターゲット4.3）」ことが求められている（United Nations, 2015）<sup>2)</sup>。大学を含む高等教育機関は、単に「包摂的で公正な質の高い教育」に対する平等なアクセスの確保だけではなく、他のSDGsの達成を実現するために必要な人材育成を担う存在として特に注目されている。これは、高等教育機関が①公正な学術研究等を通じて中立的な立場で社会と関わることができる（Vilalta et al., 2018）ことに加え、②地域の多様なステークホルダーをつなぐことができるハブ機能を有することによって考えられる。また近年、働き方改革の推進によって「働きながら学ぶ」「さらなる専門知識／技術を身につける」教育システムの一つとして「リカレント教育」が注目されている。リカレント教育

を提供する立場にある高等教育機関には「学びたいときに学ぶことのできる機会」を創出し、次世代を担う新たな人材育成システムの構築が強く求められていると言えよう。

## 2-2 ESDの目的と現状

SDGs達成を担う人材育成は、従来からESDプロジェクトとして推進されてきた<sup>3)</sup>。ここでの人材育成とは、持続可能な未来をめざし行動することのできる思考力や分析力を身につけることを意味する（UNESCO, 2019a）。換言すれば、持続可能社会の実現に資する専門的知識の修養だけではなく、新たな価値観や（地域）社会に対する「当事者意識」を醸成する機会が求められているのである。我々は、あくまでもESDは「持続可能性“について”学ぶ」ことではなく、「持続可能性“のために”学ぶ」ことを目的としている点に留意すべきである。

現在、ESDの取り組みはUNU-IAS（United Nations University Institute for the Advanced Study of Sustainability; 国連大学サステイナビリティ高等研究所）が主導的に行っている。2003年、UNU-IASは環境省からの支援を受け、2つのESDプロジェクトを始動させる（UNU-IAS, 2019）。これが①高等教育・研究機関の国際的な学術ネットワークProSPER.NET（Promotion of Sustainability in Postgraduate Education and Research Network; アジア太平洋環境大学院ネットワーク）と②地域におけるマルチステークホルダーのネットワークRCE（Regional Centres of Expertise for Education on Sustainable Development）の構築である。①は、高等教育・研究機関を中心とした専門的な教育・研究プログラムの蓄積とその実践によ



る「教育の質の向上」を目的とする一方、②は、地域のマルチステークホルダーの連携によるESDの充実／推進をめざすものである。この2つの戦略について次章で分析を行う。

## 3. 高等教育・研究機関によるESDの取り組み

### 3-1 ProSPER.NETの果たす役割

ProSPER.NETは、アジア太平洋地域に位置する主要大学・研究機関で構成された教育・研究ネットワークを指す。各機関で培われた持続可能な開発およびESDに関連する分野での専門教育・研究に関する知見を構成員で共有することで、より有益かつ革新的な教育・研究プログラムの開発およびその実践につなげることを

目的としている。2018年10月現在、ProSPER.NET加盟機関は46を数え、我が国ではUNU-IASを含む15の大学が加盟している（表1参照<sup>4)</sup>。人材育成という立場からは、加盟機関の大学院生を対象としたSDGs達成に必要なツールと専門的知識を身につけるための「若手研究者スクール（Young Researchers' School）」の実施やリーダーシップ研修（Leadership Programme）などを実施している（UNU-IAS、2018）。加盟機関の一つである北海道大学は、新たな大学評価システムの開発を目的とした「ESD大学評価事業（Alternative University Appraisalプロジェクト）」を8つの高等教育機関との協働のもと主導している（北海道大学、2019）。すなわちProSPER.NETでは、より高度なスキルを有する専門家／技術者の育成プログ

表1. ProSPER.Net加盟大学・機関一覧（2018年10月時点）

国名（加盟数）	大学・機関名
日本（15）	中部大学、北海道大学、法政大学、岩手大学、慶應義塾大学、京都大学、宮城教育大学、名古屋大学、立教大学、信州大学、岡山大学、国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）、東北大学、東京大学、横浜国立大学
タイ（5）	アジア工科大学院、チュラロンコン大学、キングモンクット工科大学トンブリー校、マヒドン大学、プリンス・オブ・ソンクラーク大学
インドネシア（5）	バンドン工科大学、アングラス大学、ガジャ・マダ大学、インドネシア大学、インドネシア教育大学
オーストラリア（4）	グリフィス大学、ロイヤルメルボルン工科大学、クイーンズランド工科大学、西シドニー大学
中国（3）	中国科学院瀋陽応用生態研究所、同済大学、精華大学
マレーシア（2）	マレーシア科学大学、マレーシア工科大学
スリランカ（2）	ペラデニア大学、スリジャヤワルダナプラ大学
フィリピン（2）	アテネオ大学、フィリピン大学
その他（8）	イースト・ウエスト・センター（アメリカ（ホノルル））、キルギス国立大学（キルギス共和国）、南洋理工大学・南洋環境水処理研究所（シンガポール）、モンゴル国立大学（モンゴル）、TERI大学院大学（インド）、南太平洋大学（フィジー）、ベトナム国家大学ホーチミン市校（ベトナム）、延世大学校（韓国）

出典）Members of ProSPER.Net <http://prospernet.ias.unu.edu/about-prosper-net-page/current-members>（2019年10月8日アクセス）より筆者作成。

ラムの充実をめざしていることがわかる。

### 3-2 ユニツイン／ユネスコチェアの果たす役割

国際連合の教育科学文化機関であるユネスコが主導する「ユニツイン／ユネスコチェアプログラム (the UNITWIN/UNESCO Chairs Programme)」は、高等教育・研究機関の国際的なネットワーク構築プログラムである。このネットワークを通じて高度な人的・物的資源を結集することで、地域課題解決に有益な研究活動の推進とともに、教育および研究の質的向上が意図されている (UNESCO, 2017)。

ユネスコチェアとは、ユネスコの事務局長およびユネスコチェアを提供する機関の長との間の協定調印をもって正式に認定された高等教育・研究機関を指す<sup>5)</sup>。当該機関およびユネスコによって優先されるべき専門性の高い社会課題の分野に対して、本プロジェクトを主導する責任者 (チェアホルダー) のもと、さまざまな機関や地域を巻き込んだ新たな教育カリキュラム・研究プログラムの実施が認定要件となる。2019年9月30日現在、全世界で773のユネスコチェアが登録されており (UNESCO, 2019a)<sup>6)</sup>、日本では9つの大学が認定されている (表2参照)。

ユニツインは、複数国にまたがる高等教育・研究機関によるネットワークとユネスコとの間の協定であり、2019年9月30日現在、全世界で46のネットワークが存在している (UNESCO, 2019b)。日本では京都大学、広島大学がユニツインプログラムを実行し、国際的な連携／協働プロジェクトを実施している (表2参照)。

先述のProSPER.NETと同様、ユネスコチェ

ア／ユニツインプログラムも留学生や研究者を志す大学生など、高度な知識や技能を求める特定の層をターゲットとした「教育の質的向上」をめざすものであると言えよう。

### 3-3 高等教育・研究機関主導による人材育成システムの限界

ProSPER.NETおよびユニツイン／ユネスコチェアプログラムのような、国を越えた高等教育・研究機関の有機的なネットワークを通じて、高度な知識や技術が集約／共有されることで持続可能な社会を実現するための教育・研究の質的向上が推進されるシステムは、優秀な「スペシャリスト」を育成するという点では非常に効果的な取り組みである。しかしその一方で、各プロジェクトは、基本的に従来の教育プログラムに則った形がほとんどであり「思考の転換をもたらす革新的な教育」といった点では不十分であると言わざるを得ない。

持続可能な社会の実現を担う人材育成の重要性が高まるなかで、高等教育機関において何のように教えるべきかなど、その教育プログラムの是非について、近年海外では活発な議論が展開されている (AdomBent et al., 2014; Kang and Xu, 2018)。ここでの議論に共通するのは、現在の高等教育機関における教育プログラムの抜本的改革の必要性である。高等教育機関においては、専門知識のみならず、将来を予見する力、複雑化する社会の中での責任ある行動力、社会課題を主体的に捉えることのできる力などを涵養する機会の提供が重要であるが<sup>7)</sup>、現行のカリキュラムや評価基準では、次世代で活躍する人材の育成システムとしては限界があること、そのシステムの導入に対



表2. 日本におけるユネスコチェア／ユニツインプログラム一覧（2019年4月時点）

	大学名 <sup>*1</sup>	プロジェクト名	概要
ユネスコチェア	埼玉大学	環境・社会基盤開発工学ユネスコ講座	埼玉大学大学院留学生に対する開発途上国の開発に必要な教育・研究指導
	立命館大学	ユネスコチェア国際研修「文化遺産と危機管理」	途上国の行政・研究機関の実務家を対象とした文化遺産保護／防災危機管理に関する国際研修プログラム
	岡山大学	持続可能な開発のための教育と研究に関するユネスコ講座	持続可能な社会を創造するスキルを備えた人材育成を目的とした国際的なESDの理解と実施のためのシステム構築
	筑波大学	遺産保護における自然と文化の連携	アジア・太平洋地域における自然と文化の連携にかかる国際的な研究教育プラットフォームの構築
	神戸大学	ジェンダーや脆弱性に配慮した減災対策	ジェンダー平等や特殊ニーズをキーワードとする減災に関する国際的な共同研究、教育・訓練、情報提供
	京都大学	水・エネルギー・災害に関するユネスコチェア	水およびエネルギーさらにそれらに関わる災害、環境、生態系、食料などの問題を学際的系統的に学ぶことのできる大学院生教育コースの提供
	島根大学	地球環境災害軽減ユネスコチェア	地球環境災害軽減に関する大学院教育、研究および国際的な学術交流
	長岡技術科学大学	技学SDGインスティテュート	エンジニア教育の根幹にSDGsを据えることによる工学系高度化教育プログラムの更なる達成
	大阪大学	グローバル時代の健康と教育	社会的な不平等に起因する健康格差、健康格差に起因する社会的格差の縮小に向けた新しい教育デザインの模索および国際的な研究・教育・実践ネットワークの構築
ユニツイン	京都大学	斜面災害・水災害に関する研究・教育ネットワーク	35カ国60機関が参加する「社会と環境に資する斜面・水関連災害のリスク管理に関するUNESCO/KU/ICL共同計画」を実施し、大学院レベルの人材育成、国際共同研究等を推進する
	広島大学	教育開発のためのアフリカ・アジア大学間ネットワーク	アフリカ12カ国16大学、アジア8カ国14大学との「教育開発のためのアフリカ・アジア大学間対話」を通じた、教育開発のための国際共同研究や教員・学生交流

\*1 大学は認定順に記載。

出典) 文部科学省 (2019) より筆者作成。

し消極的な高等教育機関が少なからず存在することなどが指摘されている (Barth et al., 2007; Sterling and Scott, 2008; Shephard, 2010; Sterling, 2010; Boni et al., 2016)。これは、高等教育機関における教育プログラムにおいて抜本的なパラダイムシフトが必要であることを意味する。この改革の推進には明確なリーダーシップと組織横断的なコンセンサスの形成が重要であることが指摘されているが (Meredith

and Stubbs, 2014)、それ以上に、高等教育機関が「どのような人材を社会に輩出すべきか」を示すディプロマポリシー (学位授与方針) と現行の教育プログラムとの整合性を再確認したうえで、当該機関の人材育成システムをより充実かつ社会ニーズに対応させることを目的とした、さまざまなステークホルダーとの連携強化をより強く推進すべきであろう。大学教育と社会で求められる力とのギャップが叫ばれて久し



い。ESDがめざすように、今後は社会にソフトランディングできるような人材育成がより強く求められると考える。

## 4. マルチステークホルダーネットワークによるESDの取り組み

### 4-1 統合的な課題解決アプローチの重要性

SDGsでは社会課題が細分化されているが、これらはいずれも単独で存在するのではなく、それぞれが重層的に相関している。また、ある地域でのアクションが他地域に影響を及ぼす可能性を勘案すると、グローバルな視点からの思考も必要であろう。このように多様な主体や社会的状況が複雑に絡み合う地域社会が抱える課題を解決するためには、地域社会を構成するさまざまなステークホルダーとの連携／協働が必要不可欠であり、「マルチステークホルダー・プロセス」はこれを効果的に行うための手段の一つである。

マルチステークホルダー・プロセスとは「平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス」と定義される（内閣府国民生活局企画課、2008）。これは、利害関係の有無に関わらず、参加するすべてのステークホルダーが対等な立場で意見共有／交換ができる場であり、これによって複雑な社会課題を解決するための糸口を模索、地域社会にとっての最適解を導くことが可能となると考えられる。このプロセスをESDの場実践的に導入したプロジェクトがRCEである。

### 4-2 RCEの動向

RCEとは、国連大学が認定するESDを推進する組織である。2005年6月に名古屋で開催された国連大学ユネスコ会議（UNU-UNESCO Conference on Globalization and Education for Sustainable Development）にて、世界で7つのRCEが承認されて以降<sup>8)</sup>、2018年12月時点で168のRCEsが各地域に根ざした活動を行っている（Global RCE Network, 2019）。RCEはその地域を代表するESD拠点の一つとして、フォーマル／ノンフォーマル教育との連携等を通じて質の高い教育機会の提供および新たな教育プログラムへの提案を行うプラットフォームとして位置づけられる。

RCEの認定要件は、主に①マルチステークホルダーの参画／協働システム、②活動の具体的なビジョン、③明確かつ透明性の高い組織のガバナンスシステム、④活動における資源活用方法および活動実績、を有することである。また、地域のさまざまなステークホルダーが連帯感を持ち、円滑なコミュニケーションが可能なコンパクトな範囲でのネットワークづくりが求められていることも特筆すべき特徴である（UNU, 2018）。定期的で開催されるグローバルRCE会議（Global RCE Conference）や地域会議（Regional Conference）等を通じて、さまざまな国々で活動するRCEとの情報共有／意見交換の場も提供されているが、あくまでもRCEは地域でのESD活動を担う一拠点としての役割が大きい。

### 4-3 国内におけるRCE活動

2019年10月現在、日本では7つの地域（北海道央圏／仙台広域圏／横浜／中部／兵庫・神



戸／岡山／北九州)を拠点としてRCEが活動している(表3参照)。

RCE北海道道央圏協議会は、北海道の石狩・日高振興局、空知・胆振・後志総合振興局に位置する21市42町7村を活動エリアとする組織である。「これまでとは違うやり方、違う分野、違う地域に一步踏み出すこと」に取り組む「プラス1原則」を掲げ、①生物多様性の保全と回復、②気候変動への対応、③エネルギーの開拓の歴史の振り返りと持続性の確保、④人口減少・少子高齢化・グローバル化に適應する地域づくり、⑤持続可能な産業と暮らしの安心安全の確保、⑥先住民族との公正な関係づくり、という6つの課題に取り組んでいる。2019年1月には、道内の高校生を対象に持続可能な世界・北海道に関して特に興味関心を持つ物事を探求し、その成果をまとめたポスターを集めた「持続可能な世界・北海道 高校生ポスターコンテスト発表会&交流会」を北海道大学大学院環境科学院との共催で実施するなど、若者に向けたSDGsに関する意識啓発事業を積極的に実施している。

仙台広域圏ESD・RCE運営委員会は、4つの地域(仙台、大崎・田尻、白石・七ヶ宿、気仙沼)で各地域課題に取り組むESDネットワークの統括組織として位置づけられる。本委員会は、宮城教育大学が活動の核となり、各地域での実践活動の報告会「学びあいセミナー」を定期的に開催し、情報共有を図っている。

環境教育や環境活動に関わる団体を中心とした横浜RCEネットワークには、国連大学をはじめ多くの大学が加盟しているという点に特徴がある。2010年2月には大学生を中心にRCE横浜若者連盟が創設され、2011年からは環境活

動を行う学生団体の交流を目的とした「横浜学生環境活動コンテスト ハマコン」が実施されるなど、学生団体や環境団体との交流が積極的に行われている。

中部ESD拠点協議会は、伊勢・三河湾流域圏(伊勢湾と三河湾に注ぎ込む河川の流域全体)に位置する愛知県、岐阜県、三重県を活動エリアとする、自然・経済・社会の諸課題の解決に向けた人材育成を目的とするネットワークである。2016年度からは20~30代の若者を対象とした、サステナビリティに関する政策を座学/フィールドワークを通じて学ぶ講座「中部サステナ政策塾」を実施しており、ポリシーメーカーの養成に貢献している。

ESD推進ネットひょうご神戸は、これまで地域でさまざまな団体が実施してきたESD活動を取りまとめ、それらを広く情報発信する一方で、これらの団体の「活動現場」に参加を促す「ESDスタディツアープログラム」を実施している。神戸大学国際人間科学部では、本プログラムの運営がグローバル・スタディーズ・プログラムの研修型プログラムの一つに位置づけられるなど、大学の教育プログラムとの連携が図られている。

岡山市では2014年9月30日に「持続可能な開発のための教育の推進に関する条例(市条例第128号)」が制定、施行された。この条例では、市、教育機関、市民および市民団体、事業者の責務/役割が明文化され、国内外の地域と連携しながら全市でESD活動を推進することが定められている。この条例により、岡山ESD推進協議会が推進する「岡山ESDプロジェクト」には約300ものステークホルダーが参加しており、環境保全だけでなく、多文化共生、まちづく

表3. 日本におけるRCE一覧 (2019年10月現在)

組織名	認定年	運営に関わるステークホルダー (運営委員会委員)*1	
		事務局 (問い合わせ窓口)	大学・学校等
		行 政	
RCE北海道道央圏協議会*3	2015年12月	北海道大学大学院 環境科学会*4	北海道大学大学院 酪農学園大学 札幌市立札幌大通高等学校
仙台広域圏ESD・RCE運営委員会*5	2005年6月	宮城教育大学 研究・ 連携推進課	宮城県 宮城教育大学 東北大学大学院
横浜RCEネットワーク*6 会員組織	2006年4月	横浜市 環境創造局 政策調整部政策課	横浜市 国連大学 横浜国立大学 横浜国立大学
中部ESD拠点協議会*7 運営委員会	2007年11月	中部大学 リサーチ センター	環境省 中部環境パ ートナーシップオフィス (EPO中部)
ESD推進ネットひょうご神戸*8 会員組織	2007年8月	神戸大学人間発達環 境学研究所	兵庫県農政環境部環境 創造局環境政策課 神戸市教育委員会地域 連携推進課社会教育係 神戸市北区大沢連絡所
岡山ESD推進協議会*9 協議会委員	2005年6月	岡山市 市民協働局 市民協働部 ESD推 進課	環境省中国四国地方環 境事務所環境対策課 岡山県新エネルギー・ 温暖化対策室 岡山市市民協働局 岡山市教育委員会
北九州ESD協議会*10 参加団体	2007年1月	まなびとESDステ ーション(10大学共同 の地域活動拠点)	九州工業大学理数教 育支援センター 九州国際大学 福岡県環境部環境政策課 北九州市 北九州市教育委員会 福岡県立ひびき高等学校 北九州市私立幼稚園連盟/保育所連盟

\*1 基本的に運営委員会委員の所属に基づき数を示しているが、横浜、ひょうご神戸、北九州については会員組織数を記載している。

\*2 ( ) 内の数値はそれぞれの会員数を示す。

\*3 RCE北海道道央圏ウェブページ (<http://rce-hc.org/about-rcehokkaido/member.html>、2019年10月8日アクセス) より著者作成。

\*4 当面は、酪農学園大学・北海道大学大学院環境科学会・北海道環境財団が共同で事務局を担当する(「RCE道央圏運営体制」より)。

\*5 仙台広域圏ESD・RCE運営委員会名簿 ([http://rce-miyako-u.ac.jp/organization/umei\\_meibo25.pdf](http://rce-miyako-u.ac.jp/organization/umei_meibo25.pdf)、平成26年7月現在) より著者作成。

\*6 横浜RCEネットワークウェブページ ([https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kankyo\\_kyoiku/RCE/rce.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kankyo_kyoiku/RCE/rce.html)、2019年10月8日アクセス) より著者作成。

\*7 中部ESD拠点ウェブページ (<http://chubu-esd.net/group/>、2019年10月8日アクセス) より著者作成。会員数は2019年6月29日時点での数値。

\*8 ESD推進ネットひょうご神戸ウェブページ (<http://rce.h.kobe-u.ac.jp/sub2.html>、2019年10月8日アクセス) より著者作成。

\*9 岡山ESD推進協議会 令和元年度委員名簿 (<http://www.city.okayama.jp/contents/000373598.pdf>) より著者作成。

\*10 北九州ESD協議会ウェブページ (<https://www.k.esd.jp/friend/>、2019年10月8日アクセス) より著者作成。会員数は2019年7月時点での数値。



り、伝統文化の継承など、さまざまな分野の取り組みが積極的に行われている。2015年度から実施されている「ESD岡山アワード」は、国内外における優れたESDの取り組みを表彰するものであり、2018年度は34ヶ国68件の応募の中から2件のグローバル賞が、岡山県内の活動7件から2件の岡山地域賞が選出されている（おかやまESDなび、2019）。

北九州ESD協議会は、2016年3月に策定された「北九州ESDアクションプラン」に基づき、環境改善等への取り組みの歴史を踏まえ、市民が主体となり、身近な生活や地域の中にある課題解決に取り組むことによる「持続可能なESD活動」をめざしている（北九州ESD協議会、2016）。2013年に中心市街地に開設された「北九州まなびとESDステーション」がESD活動拠点として、またさまざまなステークホルダーをつなぐプラットフォームとして重要な役割を担っていることは特筆すべき特徴の一つである<sup>9)</sup>。協議会会員間の交流や市民へのESD／SDGsの周知を目的とした「ツキイチの集い」や協議会の広報を担うブランディングプロジェクト等、一部のプロジェクトでは、北九州市立大学地域創生学群の「ESDプロモート実習」を履修する大学生がサブコーディネーターの役割を担うなど、若者が積極的かつ円滑にESDに取り組むことのできるシステムづくりが構築されていると言えよう。

#### 4-4 マルチステークホルダーネットワークによるESD活動の可能性

日本におけるRCEの活動を概観すると、どの地域においても若年層を中心に、活動の裾野を広げる取り組みを積極的に行っていることが

うかがえる。神戸や北九州で見られるような、高等教育機関が提供するいわゆる「フォーマル教育」との有機的な連携も、若者の参加意欲を高めることにつながる。また、これらの取り組みを通じて地域活動の担い手不足を解消するという副産物も期待できよう。

多様なステークホルダーの集結は、さまざまな知見やノウハウが結集することを意味し、これらが十分に活用されることが、実践的かつ有益なESDの推進につながる。RCEへの会員数の増加に伴い、参加者らが対等な立場で意見共有／交換ができる場の確保が困難になる危険性も否めない。コーディネーターとしての役割を担う大学や行政は、積極的な異業種／異分野交流を行い、ステークホルダーを有機的につなぎながら、適切かつ十分なアクセシビリティが確保されるような工夫をするよう注意すれば、ESD活動の幅をさらに広げることができるであろう。

## 5. おわりに

私たちがめざすべき「質の高い教育」とは何か。体系的な教育プログラムに基づくより高度な専門性／技術力を持つ人材育成は必要不可欠である一方で、自分とは異なる価値観や思考を受容・理解したうえで、社会課題に対して果敢に挑戦できる人材の育成は、新たな教育プログラムがめざすべき目標であると考えている。

大学教育の抜本的改革の中でめざすべきは、「多様なステークホルダーの知見を活かした双方向の学びと実践の場」の提供である。国や地域、年齢や立場を超えた人々による双方向の学びと実践的な交流は、参加者らがSDGsの達成

に寄与する人材へと成長する機会となる。

甲南大学では、2018年度から朝日新聞社とともに「関西湾岸SDGsチャレンジ」を立ち上げ、本学が包括連携協定／就職支援協定を締結している5つの市（神戸市、堺市、徳島市、和歌山市、岡山市<sup>10)</sup>）がそれぞれ抱える社会課題の解決策を地元の高校生と大学生らが導くという取り組みを行っている。この学部横断的かつ高大接続を実践する取り組みは、参加者にさまざまな気づきを与えるだけでなく、自らの将来の進路に大きな影響を与えるものになっている。

SDGsの担い手は専門家だけではないという意識の醸成と共有は、個人の可能性を開花させるだけでなく、これからのまちづくりに強く求められているのではないだろうか。

## 【注】

- 1) MDGsでは、貧困と飢餓の撲滅や乳幼児死亡率の削減といった主に開発途上国の環境改善に関する8の目標、21のターゲットが掲げられている。
- 2) 目標およびターゲットの日本語訳は、国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact）のローカルネットワークの一つであるグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ, 2019）が提供するものを引用している。
- 3) 1992年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（United Nations Conference on Environment and Development; UNCED）」で採択された「アジェンダ21」の中で、持続可能な開発のための教育とその指針が盛り込まれた（内閣官房、2019）。その後、2002年の第57回国連総会にて、2005～2014年を「国連持続可能な開発のための教育の10年（United Nations Decade of Education for Sustainable Development; UNDESD）」と定める案が採択されている。
- 4) ヨーロッパでは、UE4SD（University Educators for Sustainable Development）が、ProSPER.NETと同様の組織として位置づけられる。33か国53の大学・組織が加盟している（What is UE4SD?. [https://platform.ue4sd.eu/what\\_is\\_ue4sd.php](https://platform.ue4sd.eu/what_is_ue4sd.php) 2019年10月8日アクセス）。
- 5) ユネスコチェアおよびユニツインを設置できるのは大学またはその他の高等教育機関に限定されている（UNESCO, 2017）。
- 6) ユネスコチェア登録機関数が最も多い国はスペイン（65機関）であり、ロシア（62機関）、フランス（35機関）、イタリア（29機関）と続く（UNESCO, 2019a）。
- 7) ここでの「機会」とは、単に大学で定められた教育カリキュラム（フォーマル教育）にとどまらず、教育の成果目標が設定されていない、意図しない中での学び（インフォーマル教育）や大学での課外活動などカリキュラム化された教科以外の場における学び（ノンフォーマル教育）を意味する。これらの定義の詳細についてはOECD（2010）を参照。
- 8) 最初に承認された、バルセロナ（スペイン）、仙台広域圏（日本）、岡山（日本）、太平洋島嶼国、ペナン（マレーシア）、ライン・ミューズ流域圏（オランダ・ベルギー・ドイツ）およびトロント（カナダ）の7つのRCEは「イニシャル・セブン」と呼ばれる（UNU-IAS, 2010）。
- 9) 北九州まなびとESDステーションは、2012年度に実施された文部科学省所管の補助事業「大学間連携共同教育推進事業」で選定された「まちなかESDセンターを核とした実践的人材育成」の取り組みの中の一つであり、10の大学（北九州市立大学、九州歯科大学、九州共立大学、九州女子大学、九州国際大学、産業医科大学、



西南女学院大学、西日本工業大学、九州栄養福祉大学、九州工業大学) 共同の地域活動拠点として設立された。

10) 岡山市との連携は岡山県との就職支援協定の中で行われている。

## 【参考文献】

- AdomBent, Maik, Daniel Fischer, Jasmin Godemann, Christian Herzig, Insa Otte, Marco Rieckmann and Jana Timm (2014). Emerging areas in research on higher education for sustainable development –Management education, sustainable consumption and perspectives from Central and Eastern Europe, *Journal of Cleaner Production*, 62(1), pp.1-7.
- Barth, Matthias, Jasmin Godemann, Marco Rieckmann and Ute Stoltenberg (2007). Developing key competencies for sustainable development in higher education, *International Journal of Sustainability*, 8(4), pp.416-430.
- Boni, Alejandra, Aurora Lopez-Fogues and Melanie Walker (2016). Higher education and the post-2015 agenda: A contribution from the human development approach, *Journal of Global Ethics*, 12(1), pp.17-28.
- 外務省 (2016)「第2章 持続可能な開発のための2030アジェンダ」『2015年版開発協力白書 日本の国際協力』 pp.10-20.
- 外務省 (2019). 国連持続可能な開発のための教育。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/edu/10years\\_gai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/edu/10years_gai.html) (2019年10月8日アクセス)。
- GCNJ (2019). 持続可能な開発目標 (SDGs) <http://ungcjin.org/sdgs/index.html> (2019年10月8日アクセス)。
- Global RCE Network (2019). <https://www.rcnetwork.org/portal/> (2019年10月8日アクセス)。
- 北海道大学 (2019). ProSPER.Net (アジア太平洋環境大学院ネットワーク)。 <https://www.hokudai.ac.jp/international3/internationalization/consortium/prospernet/> (2019年10月8日アクセス)。
- Kang, Le and Lei Xu (2018). Creating Sustainable Universities: Organizational Pathways of Transformation, *European Journal of Sustainable Development*, 7(4), pp.339-348.
- 北九州ESD協議会 (2016)「北九州ESDアクションプラン 2015~2019」
- 文部科学省 (2019). 日本ユネスコ国内委員会 我が国におけるユニツイン/ユネスコチェア事業の状況 (平成31年4月現在)。 <http://www.mext.go.jp/unesco/004/1386104.htm> (2019年10月8日アクセス)。
- 内閣官房 (2019). ESDに係る主要な動き。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuren/esd/ugoki.html> (2019年10月8日アクセス)。
- 内閣府国民生活局企画課 (2008)「マルチステークホルダープロセスの定義と類型」
- OECD (2010). Recognising non-formal and informal learning: Outcomes, policies and practices.
- OECD/UNESCO (2005). Guidelines for quality provision in cross-border higher education.
- おokayamaESDなび (2019). ESDフォーラム/ESD岡山アワード2018。 [http://www.okayama-tbox.jp/esd/pages/9336?parent\\_folder=90](http://www.okayama-tbox.jp/esd/pages/9336?parent_folder=90) (2019年10月8日アクセス)。
- Ralph, Meredith and Wendy Stubbs (2014). Integrating environmental sustainability into universities, *Higher Education*, 67(1), pp.71-90.
- SDGs推進本部 (2019). 拡大版SDGsアクションプラン2019~2019年に日本がリーダーシップを発揮するSDGs主要課題~。 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai7/siryou1.pdf>
- Shephard, Kerry (2010). Higher education's role in 'education for sustainability', *Australian Universities Review*, 52(1), pp.13-22.
- Sterling, Stephen (2010). Sustainable education. In *Science, society and sustainability*, pp.127-140. Routledge.
- Sterling, Stephan and William Scott (2008). Higher education and ESD in England: A critical commentary on recent initiatives, *Environmental Education Research*, 14(4), pp.386-398.
- UNESCO (2017). The UNITWIN/UNESCO Chairs Programme Guidelines and procedures.
- UNESCO (2019a). UNESCO List of UNESCO Chairs. <https://en.unesco.org/sites/default/files/list-unesco-chairs.pdf>
- UNESCO (2019b). UNESCO List of UNITWIN Networks. <https://en.unesco.org/sites/default/files/list-unesco-networks.pdf>
- United Nations (2015). Transforming our world: The 2030 Agenda for Sustainable Development.
- UNU-IAS (2010). Five Years of Regional Centres of Expertise on ESD.
- UNU (2018). 教育で地域と世界をつなごう 一国連大学認定ESD拠点一。 [http://www.rcnetwork.org/portal/sites/default/files/RCE\\_pamphlet\\_Final%2020181101.pdf](http://www.rcnetwork.org/portal/sites/default/files/RCE_pamphlet_Final%2020181101.pdf)
- UNU-IAS (2018). United Nations University Institute for the Advanced Study of Sustainability 2018 Annual report.
- UNU-IAS (2019). 持続可能な開発のための教育 (RCEおよびProSPER.Net)。 <https://ias.unu.edu/jp/research/education-for-sustainable-development-rces-and-prosper-net.html#outline> (2019年10月8日アクセス)。
- Vilalta, Josep M., Alicia Betts and Victoria Gómez (2018). Higher Education's role in the 2030 agenda: The why and how of GUNi's commitment to the SDGs. *Sustainable Development Goals: Actors and Implementation. A Report from the International Conference*, pp.10-14.

## 令和元年度(2019年度)

## 第7回自治体シンクタンク研究交流会議を開催しました

自治体シンクタンク研究交流会議は、全国の自治体シンクタンク関係者が集まり、その在り方や共通課題の改善方策などについて知見を共有し、気付きと励ましのネットワークを作りあげることが目的で開催されています。

当会議は平成25年度に始まり、これまで新潟県上越市、滋賀県草津市、埼玉県戸田市、長崎県佐世保市、埼玉県春日部市、栃木県宇都宮市において開催されてきました。

第7回目である今年は、豊中市が開催自治体となり、11月8日、9日の2日間、豊中市千里文化センター「コラボ」(豊中市新千里東町)において会議を開催しました。なお、次回は東京都港区での開催に決定しました。本稿では、会議の概要を紹介します。

## 会議概要

- 日程：令和元年(2019年)11月8日(金)、9日(土)
- 場所：豊中市千里文化センター「コラボ」
- 全体テーマ：「SDGsから読み解く～これからの自治体シンクタンクに求められる政策形成能力とは～」
- 参加者：23団体(1日目 38人、2日目 35人)
- プログラム

## 11月8日(金) 13:00～17:00【1日目】

時間	内容
13:00-13:15	開会挨拶
13:15-13:55	基調講演 「SDGsの達成に向けて自治体シンクタンクに期待される役割とは ～横浜市における環境先進都市への挑戦の軌跡からの考察～」 株式会社エックス都市研究所理事 信時 正人さん
13:55-14:05	休憩
14:05-17:05	豊中版SDGsワークショップ
17:05-17:15	講評
17:15-17:30	閉会、事務連絡・写真撮影

## 11月9日(土) 9:30～12:00【2日目】

時間	内容
9:30-9:40	内容説明
9:40-11:25	グループディスカッション 「自治体シンクタンクの存在感や認知度向上に向けた取組みについて」
11:25-11:30	講評
11:30-11:35	閉会挨拶
11:35-11:45	アドバイザーボード挨拶、次回開催地挨拶
11:45-12:00	閉会、事務連絡・写真撮影

2日目終了後にエクスカージョンを実施

## ◆自治体シンクタンクとは

令和元年度現在、全国に約50程度の自治体シンクタンクと呼ばれる組織があるといわれています。自治体内部に設置される組織もあれば、外郭団体として設置される団体もあり、組織形態・業務内容は各団体によって異なりますが、概ね共通するのは、各自治体の課題解決に向けた調査研究及び政策提言、政策形成能力向上に向けた取組みを行っている点です。

## 【1日目】

### ○基調講演

「SDGsの達成に向けて自治体シンクタンクに期待される役割とは～横浜市における環境先進都市への挑戦の軌跡からの考察～」

講演：元横浜市温暖化対策統括本部長

元横浜市環境未来都市推進担当理事

株式会社エックス都市研究所 理事

信時 正人さん



横浜市での取り組みを中心に、豊富な事例を通じて、SDGs推進における具体的な方策についてお話いただきました。

### (講演内容の抜粋)

- SDGsの目標達成には、各地域としてのまちづくりや、施策展開のストーリーが大切である。
- また、自治体の内部においては、「横ぐし機能」が必要であり、部分最適のこなす仕事から、目標値を置いて創り出す仕事へ転換していくバックキャストの視点が重要である。
- 自治体シンクタンクには、まちづくりのストーリー展開や庁内での横ぐし連携をサポートする役割が期待される。

### ○豊中版SDGsワークショップ

(進行)

オフィスイクエー 赤塚丈彦さん／コミュニ

ティファシリテーション研究所 廣水乃生さん  
／NPO法人とよなかESDネットワーク 上村有里さん・荒川降太郎さん

前半はSDGsカードゲームを実施し、ゲームを行う中でSDGsの理念について体感しました。後半は講演とディスカッションを通じてより深い気付きと学びを得ました。



### ○講評 (要旨) (1日目)

自治体シンクタンク研究交流会議アドバイザーボード (立命館大学専門職大学院経営管理研究科長・教授) 肥塚 浩さん

- 本日の講演、豊中版SDGsゲームを通して、「トランスフォーム (変革、変態)」、「バックキャスト (理想の姿から考える視点)」というキーワードがSDGsを考えるうえで、共通して重要だと感じた。
- いくつかの自治体とお付き合いしている中で感じるのは、仕事を進めるうえで、部分最適はしっかりされているが、「全体最適」、「横ぐし」



を進めることが難しいという点である。しかし、現在あらゆる課題がそこを突破しないと解決できないようになってきている。

- 単独の部局だけでは解決できない課題について、そこから広がりをもって展開し、色々なものを結びつけていくことにSDGsの考え方が活用できるのではないかと。
- SDGsを自治体で進めるために、どのようなしつけ、しくみをつくるのか、今後、それぞれの自治体で考えていくことが求められるが、我々自治体シンクタンクでも、しくみやしつけを提案することができれば良いと思う。

## 【2日目】

### ○グループディスカッション

7班に分かれて「自治体シンクタンクの存在感や認知度向上に向けた取組みについて」をテーマに話し合いました。各班で、各団体における課題と、課題を解決するための提案をまとめ発表を行いました。



### (主な意見)

- 自治体シンクタンクで何ができるのか、どこまで対応できるのかということが、庁内、市民から理解されにくい。根本的に存在が不安定であるという点が課題であり、組織の目的を明確化する必要がある。また、認知度向上に向け、自分たちの知識やノウハウなど、日々積み上げたものを外部にしっかり発信する必要がある。

- ターゲットが首長に向いていることが多いが、市民にも目を向ける必要がある。市民向けの報告会を開催する他、一般市民の方を研究員として自治体シンクタンクで公募している事例もあり、市民との接点を積極的に作っていくことが今後求められる。
- 庁内では、研究が事業や政策に結びつくことが、一番に求められている。端的に存在感を高めるためには、部局が求める、すぐに役立つテーマを選ぶ必要がある。そのためには、各部局の課題を普段から、連携しながらいかに取り込むかが大切である。
- 存在感、認知度を高めるために、人的資源は非常に重要である。人材育成の基盤を創りしっかり職員を育成していく必要がある。
- 研究には素人の職員が多く、また、人事異動が頻繁でノウハウが継承されにくい。研究を手探りでやっている現状だが、企業や他の自治体シンクタンクと連携し、知識を高めたり、研修に積極的に参加するほか、専門家にアドバイザーとして普段から意見を聴ける体制をつくる必要がある。

### ○講評(要旨)

(2日目)

自治体シンクタンク研究交流会議アドバイザーボード 肥塚 浩さん



- 多種多様な自治体シンクタンクがある中、存在感の議論においては、それぞれの設立経過や特徴に応じたあり方をふまえることが大切である。
- 色々なパターンの人材配置があるが、自治体シンクタンクで仕事をする職員にとって「研究のマネジメントをどう進めていくか」という視点が非常に重要である。
- 短期的には、研究成果が政策化されることが存在感・認知度の向上において必要であるが、さらに、中長期的な視点を持ち、20～30年後の様々な分野の課題をどう捉えるかということを発信していくことが、存在意義の向上につながるを感じる。
- 本日は、様々な取組みの成果について意見交換がなされたが、このような機会を通じて、今後も是非、情報交換・交流を活発に行っていただきたい。実際に訪問して現地を見ることで得るものも大きいので、可能であれば、自治体シンクタンクを相互に訪問していただくことも良いと思う。

### ○豊中市長・閉会挨拶



皆さま、お疲れ様でございます。豊中市長の長内でございます。

2日間、実り多き議論、出会いがあったかと思えます。

本会議のテーマは「気付きと励ましのネットワーク」であるとお聴きしています。励ましは、どなたにもしていただくことができますが、皆さま、「気付き」は、ありましたでしょうか。「うちの市はできていない」という気付きもあれば、「うちの市はできている」あるいは「トップを走っている」という気付きもあったかと思えます。

本会議が、そういった気付きの機会となり、



第7回自治体シンクタンク研究交流会議参加者の皆さん

励まし、情報共有ということが来年にもつながっていくことになればと思います。どうぞ、今後も、本会議を皆さま方の知見とネットワークに活かしていただければと思います。

## ○エクスカーション

(進行)

千里ニュータウン研究・情報センター（ディスカバー千里）共同代表 太田博一さん

同センター 田村清晴さん、道願守男さん

日本初のニュータウンである千里ニュータウンを散策し、ニュータウンの再生現場や交流の場のあり方を見学しました。

会場の千里コラボにて千里ニュータウンの概要説明の後、新千里東町の特徴の一つである歩行者専用道路（小・中学校、近隣センター、公園などのまちの主要施設を結ぶ、車に出会わない歩行者路）を約1時間かけて

歩きました。

散策中も活発な質疑応答・意見交換が行われ、集合住宅の建替えやコミュニティのつながりの希薄化に関する課題とともに、千里ニュータウンが「歩いて暮らせるまち」であることを参加者の皆さんに実感していただく機会となりました。



## 自治体シンクタンク研究交流会議運営要領（抜粋）

(交流会議)

第2条 交流会議開催の目的は次のとおりである。

- (1) 自治体シンクタンクの在り方や共通課題の改善方策等について関係者が得た知見を共有すること
- (2) 自治体シンクタンクの組織運営能力および政策形成能力の向上を図ること
- (3) 学習と交流を通じて気付きと励ましのネットワークをつくること

(交流会議の参加メンバー)

第3条 交流会議参加メンバーは、自治体シンクタンクを有しているか発足を予定ないし関心がある自治体関係者、学識経験者等とする。

(交流会議の実施)

第4条 交流会議の実施は次のとおりとする。

- (1) 交流会議は年1回開催する。
- (2) 交流会議開催のため、交流会議開催自治体は交流会議実行委員会を組織する。
- (3) 実行委員会はアドバイザーボードの助言を受けつつ、開催プログラム案を作成し、関係自治体等に案内する。
- (4) 交流会議参加メンバーは、事前アンケート、当日司会等の円滑な運営を図るため、積極的に協力する。

(令和元年(2019年)11月9日現在)

# 平成31年・令和元年(2019年) (1月～12月) 活動報告

## ◆研究所の活動◆ (主なもの)

### ○調査研究活動

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済活動の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査研究を行っています。

令和元年度(2019年度)は下記の3つのテーマで研究を行っています。

- ・豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究Ⅱ
- ・豊中市における女性の就労に関する調査研究Ⅰ
- ・政策形成における自治体シンクタンクの役割に関する調査研究

### ●研究会・勉強会等

- ・〔7月〕関西・自治体シンクタンク情報交流会参加(於 大阪市) 2人
- ・〔7月〕ISFJ日本政策学生会議参加(於 大阪大学) 1人
- ・〔8月〕自治体学会参加(於 堺市) 1人
- ・〔8月〕堺都市政策研究所 視察(於 堺市) 2人
- ・〔8月〕ISFJ日本政策学生会議参加(於 同志社大学) 1人
- ・〔11月〕自治体シンクタンク研究交流会議開催(於 豊中市)
- ・〔12月〕上越市創造行政研究所 視察(於 新潟県上越市) 1人
- ・〔12月〕草津未来研究所 視察(於 滋賀県草津市) 1人

### ○普及啓発事業

豊中市政資料やまちづくり、行政経営など、都市政策全般に関わるさまざまな文献データや関係機関の資料などを収集し、市民や市職員に提供しています。また、他の自治体や大学機関からの視察などもあり、意見交換、勉強会などの交流も行っています。

令和元年(2019年)の意見交換会等

- ・〔2月・5月・10月・12月〕大阪大学公共政策研究会
- ・〔11月〕とよなか地域創生塾水曜定例会での講座「単身世帯の生活に関する調査研究」(聴講10人)

### ○データバンク事業

都市政策、地方自治に関する文献や資料を収集しています。蔵書リストはホームページで公開しており、市民や職員へも貸出しています。(令和元年(2019年)12月現在で、書籍約2,170冊、雑誌約2,520冊を所蔵)

### ○人材育成事業

市職員の政策形成能力の向上を図る取り組みや、大学インターンシップ生の受け入れを行っています。短期間にもかかわらず、インターンシップ生が関心のあるテーマについて調査研究を行い、成果を発表しました。

- ・令和元年度(2019年度)インターンシップ生の受け入れ2人  
(関西大学・同志社女子大学)



写真1 ヒアリングするインターンシップ生

## ◆調査研究報告会の開催◆

(総務部人事課との共催事業)

目 的:平成30年度(2018年度)に実施した調査研究の報告を行い、都市政策に関する問題や本市の抱える課題等について市民や職員の認識を深め、市民の市行政に対する理解と市職員の政策形成能力を高める機会とします。

日 時:令和元年(2019年)5月31日(金) 9:30~12:00  
令和元年(2019年)5月31日(金) 14:30~17:00  
(同じ内容で2回開催)

場 所:市役所別館3階 研修室

参加人数:110人(職員87人、市民・市議会議員等23人)



写真2 報告会の様子

### 【研究報告1】「豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究Ⅰ」

研究員 比嘉 康則

近年、全国的に壮年期(30~50歳代)の単身世帯の増加が見られます。世帯形成は個人の自由の範疇ではあるものの、単身者は高齢期に生活リスクを抱えやすいとも指摘されています。今後の予測と政策的な対応に向け、壮年期の単身世帯の現状や展望についての調査研究を行いました。

2年研究の1年目にあたる平成30年度(2018年度)は、国勢調査などの既存の統計資料をもとに、豊中市の単身世帯の量的な動向を把握しました。また、壮年期の豊中市民を対象に実施した質問紙調査にもとづき、単身世帯の生活リスクに注目した分析を実施しました。

### 【研究報告2】「豊中市の地域自治組織に関する調査研究」

研究員 熊本 伸介

少子高齢化が急速に進むなか、地域社会における互助やつながりの重要性が指摘されています。豊中市では長く行政主導で領域別・世代別に多くの地域団体が設けられてきた結果、地域を包括して課題解決にあたるのが難しい状況にあります。

7年前に立ち上がった「地域自治組織」は、住民が主体的に地域自治を進めていく新たな仕組みであり、行政側も地域の課題に総合的に対応するための体制を整えてきました。組織の立ち上げに至るまでのコミュニティ政策の歴史を振り返るとともに、今後の地域自治組織の活動を進めていく上で参考となる他市等の先進事例を報告しました。

### 【研究報告3】「とよなか都市創造研究所の活動検証と自治体シンクタンクのあり方に関する調査研究(中間報告)」

前任研究員 大平 晃子

とよなか都市創造研究所は、中長期的視点に立った調査研究を実施する自治体シンクタンクという性質上、研究所の外からはその事業内容が見えにくい面があります。当研究所の人材育成機能や調査研究機能を市民や市職員に周知していくことが、これらの機能をより市政に生かす方策と思われます。今回は、前身の豊中市政研究所設立から数えて22年が経過した当研究所の歴史とこれまでの活動の振り返りを報告しました。

### 【令和元年度(2019年度)とよなか地域創生塾(第2期)活動報告】

主 任 松田 泰郎

「とよなか地域創生塾」では、企画力や実践力を身に着けることをめざし、ワークショップ形式の授業や空き家のリノベーション実習などを加えた全20回のカリキュラムを組みました。

第2期目の主な活動内容を報告し、ここで育った塾生をはじめとする地域人材と協働していく地域づくりを考えました。

# 令和元年度(2019年度) とよなか地域創生塾活動報告

## 1. 「とよなか地域創生塾」とは

地域課題の解決を実践する人材育成を目的とする、学習と実践のプログラムを提供する学びの場です。修了した人が地域の魅力づくりや課題解決に取り組むことで、地域の未来を創造していくことをめざします。

## 2. 開設準備から開校まで

「とよなか地域創生塾」は、平成27年度に「(仮称)とよなか大学院」として創設の検討を始め、平成28年度には開設準備を行い、平成29年2月開催のプレ事業の際に名称を「とよなか地域創生塾」に改めました(開設に至る経緯は『TOYONAKAビジョン22 Vol. 20』に掲載)。

平成29年度の第1期は25人、平成30年度の第2期は23人、令和元年度の第3期は20人の申し込みがありました。塾の企画・運営は、有限会社協働研究所に委託しました。

## 3. 「とよなか地域創生塾」の特徴

- (1) 活動に必要な知識・技術を学ぶ講座やワークショップ、活動を実施・検証する実習を通して実践に結びつけることを重視したカリキュラムを設定します。
- (2) さまざまな地域団体やNPOなど地域活動の担い手との交流の機会を提供し、ネットワークづくりを支援します。
- (3) 専門スタッフが相談・助言を行い、修了後も引き続き活動の継続・発展を支援します。

## 4. 「とよなか地域創生塾」カリキュラム構成について

令和元年度のカリキュラムは、5月から翌年2月までの10か月、基礎編5回、企画づくり編7回、調査編3回(うち1回は公開講座)、リノベーション編2回、公開講座(理論編)3回の合計20回です。

### (1) 基礎編

カリキュラム前半の基礎編では、多様なワークショップを取り入れながら地域活動をする上で欠かせないコミュニケーションの基礎づくりを行いました。



ワークショップの様子

### (2) 企画づくり編

企画づくり編は、グループで地域の魅力づくりや課題解決に向けた事業計画書を作成しました。グループワークを中心に、企画づくりの情報収集するため各グループでヒアリングやフィールドワークを行いました。練り上げた企画は、カリキュラム最後の公開プレゼンテーションの場で発表しました。



フィールドワークの様子

### (3) 調査編

地域の課題解決・魅力づくりに必要な「地域資源の活用」について講義形式で学び、さらに豊中市南部地域をケーススタディとして地域資源を探索し、活用について学びました。

### (4) リノベーション編

リノベーション編は、平成30年度に1階部分をリノベーションした空き店舗の2階を使って南部地域の拠点づくりのリノベーションに取り組みました。リノベーション物件は、塾生の企画づくりの場所やイベント会場として活用しました。また、令和元年7月からは「とよなか縁結実(えんゆうみ)」と名付けられ、市の「地域の交流・支え合いの場づくり推進事業」の拠点として活用されています。



リノベーション前



リノベーション後

(5) 公開講座（理論編）

地域活動をする上で必要となる知識の吸収を目的とした理論編は座学中心で、無料の公開講座を開催しました。各回20人前後の一般参加者にも参加していただきました。

5.. 令和元年度カリキュラム概要

日 時	内 容
5月18日	開校式とオリエンテーション（基礎編）※
6月1日	地域の課題を考える（基礎編） 講師：とよなかESDネットワークの皆さん
6月15日	リノベーション概論（リノベーション編） 講師：出町慎さん(SAJIHAUS代表)、飛田敦子さん(CS神戸事務局長)
6月22日	リノベーション実習（リノベーション編） 講師：SAJIHAUS代表・出町 慎さん、関西大学佐治スタジオ室長・植地 惇さん
7月6日 公開講座	「市民目線のSDGs：健康で幸せな地域社会の創造」（理論編） 講師：関西大学社会学部教授・草郷孝好さん 他
7月20日	課題設定ワークショップ（企画づくり編） 講師：とよなかESD ネットワークの皆さん
8月3日	コミュニケーション論（基礎編） 講師：大阪大学産学共創本部特任助教・鈴木径一郎さん 大阪大学産学共創本部特任研究員・森本誠一さん
8月24日	グループづくりと企画づくり（企画づくり編）※
9月7日 公開講座	「地域の課題解決・魅力づくりとまちづくり」（理論編） 講師：京都市まちづくりアドバイザー・谷 亮治さん 他
9月28日	コミュニケーション実習（基礎編） 講師：大阪大学産学共創本部特任助教・鈴木径一郎さん 大阪大学産学共創本部特任研究員・森本誠一さん
10月19日 (台風のため 10月12日から延期)	講義とグループ活動（企画づくり編）※
10月26日 公開講座	「磨こう！地域資源の発掘力 一見える資源・見えない資源のみつけ方ー」（調査編） 講師：一級建築士事務所状況設計室代表・山下香さん 他
11月2日	地域資源の活用」のためのフィールドワーク（調査編） 講師：地域で活動する団体 他
11月16日	ヒアリング・フィールドワーク（企画づくり編）※
11月30日 公開講座	「地域の魅力づくりとアートの力」（理論編） 講師：豊中市立文化芸術センター、日本センチュリー交響楽団・柿塚拓真さん
12月14日 12月15日 (2コマ)	企画づくりと中間発表（企画づくり編）※
令和2年 1月18日	公開プレゼンの準備・拠点活用（企画づくり編）※
2月1日	公開プレゼンテーションと3年間のまとめの研究会（企画づくり編）※
2月22日	まとめと修了式（基礎編）※

※の回のファシリテーターは、森本誠一さん 及び とよなかESDネットワークの皆さん

\*上記カリキュラムのほか学びを深め、交流の機会を提供するため次のオプション企画を実施しました（任意参加）。

水曜定例会	実施日：5月22日より月2回・水曜日18：30～20：00ごろ（終了後交流会） 話題提供者：市民団体、学識経験者、事業者、市職員、塾生等
-------	---

「とよなか地域創生塾」専用ホームページ：http://toyonaka-souseijuku.org/  
執筆者：松田泰郎（豊中市都市経営部とよなか都市創造研究所 主任）

## 機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」

**創刊号 都市自治体運営と政策形成**  
—その課題と展望—  
(平成 10 年) [840 円]

**第 2 号 次代を見据えた都市計画づくり**  
(平成 11 年) [840 円]

**第 3 号 地域単位の政策—計画—まちづくり**  
(平成 12 年) [840 円]

**第 4 号 危機に直面する都市財政再生へのシナリオ**  
(平成 13 年) [840 円]

**第 5 号 ニュータウン解体新書**  
(平成 14 年) [840 円]

**第 6 号 子どもと大人**  
—孤立から新しいつながりへ—  
(平成 15 年) [840 円]

**第 7 号 子どもと大人**  
—少子化時代の小児医療と母子保健への提言—  
(平成 16 年) [840 円]

**第 8 号 地域コミュニティの構築**  
(平成 17 年) [1000 円]

●特集に際して…白岩正三 ●21 世紀のコミュニティ…大久保昌一  
●学校現場から見た「家庭」と「地域」…利根安彦 ●豊中の教育コミュニティ活動…桑高喜秋 ●教育コミュニティづくりとは…渥美公秀 ●家庭が直面する苦悩…長谷川真知子 ●地域の方で未来の宝を育てる…弘本由香里  
●公民分館がつなぐ人の絆…水谷徳子 ●ひがしまち街角広場の挑戦…赤井直 ●人材が生み出すコミュニティ…上村正美  
●地域福祉時代到来と社会福祉協議会…勝部麗子 ●出会いの場の提供をめざして…永田良昭  
●地方分権時代に生き残る…跡田直澄 ●変わる、変えよう、とよなか…野村淳一 ●「市民の声」をどう活かすか…長坂吉忠  
●真のパートナーシップ構築をめざして…田中逸郎 ●みんなで行う町の評価を、みんなのまちづくりへ…伊丹康二 ●改革時代に羽ばたく人材の育成…足立佐知子  
●KGR C と市政研究所との包括協定による地域研究・政策研究…加藤晃規 ●シンポジウム「こどもたちの声がきこえますか」…土井博司

**第 9 号 自然災害と向き合う**  
(平成 18 年) [1000 円]

●自然災害とどう向き合うべきか…大久保昌一  
●まちの診断と評価から始まる防災まちづくり…吉川仁  
●危機回避行動を活用した防災対策…中川雅之 ●先人の知恵に学ぶ水害対策…石垣泰輔 ●災害時の人の意識と行動パターンを知る…木村玲欧  
●市政研究所講座まちづくり講・交・考 暮らしの中の「生活防災」…梅田幸治/矢守克也 ●阪神・淡路大震災の語り部…田村勝太郎 ●大震災以後の消防・救急体制…古山巖 ●自主防災組織の設立と運営…半田光範 ●災害時要援護者の安否確認事業 ●シンポジウム「地域づくりに新たな風を」…白岩正三

**第 10 号 分権改革と自治**  
(平成 19 年) [1000 円]

●分権改革の方向について…大久保昌一  
●地方自治を問い直す…阿部昌樹 ●地方分権時代の自治 市民自治に向けて…北村亘  
●豊中まつりの刷新と運営を通じて…福本茂行 ●とよなか未来会議に参加して感じた地域活動の課題…伴野多鶴子 ●自治会の設立に取り組んで…山根義時 ●市民の目から見た自治基本条例と検討委員会…菅原宏 ●自治基本条例の制定と市政の課題…福田雅至/玉富香代  
●創立 10 周年を記念して…大久保昌一 ●豊中市政研究所との連携による地域研究・政策研究の経緯と展望…加藤晃規 ●事務局の活動のなかで…平尾和 ●市行政から見る市政研究所とその活動…奥田至蔵 ●豊中市政研究所 10 年の歩み

**第 11 号 分権時代における都市の自律とガバナンス**

(平成 20 年) [1000 円]  
●自治体財政ガバナンスの課題…新川達郎 ●変革期における地方自治体の財政的自律性…北村亘 ●二元代表性とガバナンス…待鳥聡史 ●都市の自律における新たな公共の担い手としての NPO の役割…阿部圭宏 ●市民社会と地域づくり…坂本治也 ●都市の自律と限界…西山隆行  
●地域政策の視点と自治の仕組みづくりに向けて…田中逸郎 ●政策案の供給と組織内シンクタンクの課題…吉澤秀一

**第 12 号 地方分権下の自治体政策**  
(平成 21 年) [1000 円]

●自治体は 90 年代以降の変化にどう対応してきたか?…松並潤  
●地方分権改革と都市計画の展開—現状と課題—…北原鉄也  
●分権改革下における公立病院改革—なにが問題なのか—…宗前清貞 ●分権改革下の NPO・市民社会—NPO の役割と自治体とのかわり—…西出優子 ●地方分権改革後の自治体教育政策の展開…村上祐介 ●環境政策の戦後と地方分権…森道哉  
●新たな支え合いの構築と公民協働のあり方—コミュニティソーシャルワーカーの役割について—…勝部麗子 ●地方政府の会計改革とその成果—『東京方式』と『総務省方式』の比較分析—…李敏揆  
●持続可能な地域づくりのために…上村有里 ●地域文化資源の活用に向けて—交流の場づくり—…山田廣次  
●キャリアデザインを活用した市職員の人材育成…保井大進  
●地方自治体の都市情報の分類構造—「分類することによる理解」をめざす都市情報データベース—…村山徹 ●地方分権と日本の基礎自治体…城戸英樹

**第 13 号 持続可能な地方自治**  
—中長期的な仕組み作り—  
(平成 22 年) [1000 円]

●自治の視点から見た「新しい公共」と地域公共人材の資格システム…富野暉一郎 ●地域資源：オンパイク手法を活用した地域開発…三好皓一・石丸久乃 ●持続可能な循環型社会…小幡範雄  
●地方債改革と自治体—今後の市場による規律付けに向けて—…砂原庸介 ●地方分権下の中核市制度—大津市の中核市移行より—…久保俊夫・上野隆平・杉江正 ●持続可能な安全・安心のコミュニティについての考察—世界広がる安全なまちづくり活動「セーフコミュニティ」を参考に—…白石陽子 ●社会関係資本—その意義と、時と場所の問題—…埴淵知哉  
●協働事業提案制度 1 期生～「しょうない REK」継続中…小池繁子 ●子ども科学教室でのボランティア活動「夢工房」…吉田眞一 ●サウンドスクールの活動と今後の課題・展望…岡昇  
●地域活性化の新たな担い手づくりの挑戦—高校生の地域への参画に向けて—…岩佐恭子 ●日本の都市制度—特例市・中核市の現状比較—…城戸英樹 ●都市情報データベースの背景・用途・手段に関する一考察…村山徹



## 第14号 地域の再生を論ずる視角

(平成23年) [1000円]

●制度設計の経過とその実効性—地域再生法に注目して—今長岳志 ●地域社会経済分析の技法—産業連関分析のすすめ—望月正光 ●「地域を動かす」仕組みを考える…加藤恵正 ●コミュニティビジネスによる地域活性化…牧里毎治 ●自律的な地域づくりに向けた商店街の意義と可能性—豊かなコミュニケーションを育むためのしかけづくり—山本一馬 ●地域労働市場の変化と自治体雇用・就労施策の課題 「出口」戦略と一体となった就労支援と雇用促進…西岡正次

## 第15号 安全・安心システム構築とは何か

(平成24年) [1000円]

●日本の災害リスクマネジメント体制再構築…林敏彦 ●防災教育から防災共育へ…城下英行 ●わが国の災害対策制度の歴史と展開—支援・受援・広域連携—…穉原雅人 ●まちなかにある子育てをめぐるネットワーク…大家玲子 ●これからの就労支援を考える…阿部真大 ●高齢者の「見守り」と多世代型共同居住—コレクティブハウスから学ぶもの—…久保田裕之 ●自然災害による直接経済被害と社会的脆弱性…林万平 ●豊中市の防災システム…瀬古博也 ●大都市圏域の雇用問題への対処—産業の空洞化を防ぐには—…桜井靖久 ●公助としての指定避難所だけに頼らない地域づくりに向けて…伊丹康二

## 第16号 地方政府間の広域連携における課題や方策

(平成25年) [1000円]

●自治体間連携の現状と課題…阿部昌樹 ●災害対応における広域連携支援…善教将大 ●消防通信指令事務の事例から探る今後の市町村間の機能的な共同処理…宮田昌一 ●組織の共同設置と機能的な共同処理方式の可能性…野本祐二 ●介護認定審査に係る事務の共同処理について…甲斐朋香 ●フランスの市町村間広域連携…玉井亮子 ●広域連合か単一自治体か—カナダ・トロントにおける自治体再編成—…城戸英樹 ●韓国の広域行政の展開状況…孫京美

## 第17号 都市の地域ブランド戦略

(平成26年) [1000円]

●集客都市と自治体ブランド戦略…橋爪紳也 ●ものがたり観光への視座…加藤晃規 ●地域ブランドによるまちづくりの実践…濱田恵三 ●地域ブランドの構築手法とウェブコミュニケーション…吉田ともこ ●複合型コミュニティ施設の可能性と課題—転換期にある公民館の動向と関連させて—…赤尾勝己 ●阪急電鉄における沿線価値向上のための取り組みについて…樋口賢 ●インタビュー 豊中市によるまちの活性化に向けた取り組み…藤家寛・高橋明・長坂吉忠

## 第18号 都市の更新とこれからのまちなか政策

(平成27年) [1000円]

●コンパクトシティーからみた人口減少期の土地利用像…加藤晃規 ●人口減少時における住宅政策…佐藤由美 ●人口減少局面におけるまちの活性化…瀬田史彦 ●豊中市における交通行動と移動制約…辻本勝久 ●豊中市の歴史と文化…安藤久美子 ●豊中市千里地域の魅力…太田博一 ●豊中市南部地域の活性化の取り組み…小西みゆき ●不動産の専門家から見た豊中市の魅力…深澤俊男

## 第19号 これからの産官学の連携

(平成28年) [1000円]

●これからの産官学の連携…松井由樹 ●まち・ひと・しごと創生法で求められる産官学の連携…山口洋典 ●地域人材の育成と産官学の連携…大宮登 ●地域振興における産官学と金融機関の役割…羽田亨 ●事業者からみた産官学の連携…菊池清 ●大阪大学の産学連携…正城敏博 ●大阪音楽大学の地域連携—人と社会をつなぐ音楽の場に向けて—…西村理・久保田テツ

## 第20号 地域公共人材

(平成29年) [1000円]

●これからの地域公共人材—定義と課題について考える—白石克孝 ●大学における地域公共人材の育成…杉岡秀紀 ●地域公共人材に求められるコミュニケーション能力をめぐって…村田和代 ●地域公共人材として活躍する豊中市職員…小倉博 ●地域公共人材とともに行動する企業…山納洋 ●「(仮称)とよなか大学院」がめざすところ…玉富香代・久住浩一

## 第21号 子ども・若者の学びと育ちを支える

(平成30年) [1000円]

●子どもの貧困と教育・福祉協働…新崎国広 ●子どもの学びと育ちを支える学校・地域のつながり…若槻健 ●学校を卒業した「障害」のある若者を支える—「青年期の学びの場 Leaf」の実践と、つながりの中での「自立」—…林美輝 ●外国ルーツの子ども・若者を支える…榎井縁 ●インタビュー 生きづらさを抱える若者を支える—自助グループによるひきこもり経験者の「支援」—…泉翔 ●インタビュー 企業による学童保育の取り組み…竹之内麻里 ●インタビュー 企業によるESD・環境教育の取り組み…佐々木宏之・阪田真帆

## 第22号 持続可能な地域共生社会

(平成31年) [1000円]

●地域福祉とコミュニティ再生…名和田是彦 ●子育て世代に対する支援…森祐美子 ●地域共生社会におけるソーシャル・ファームの役割…平尾昌也 ●地域住民から見た地域包括ケア—持続可能な地域共生社会をめざして—…佐藤卓利 ●地域包括ケアシステム—豊中モデルの取り組み—地域共生社会の実現に向けて—…後藤良輔 ●若者の育ちを支える、希望ある地域へ—豊中市における若者支援の実践を通じて—…白砂明子

## 別冊 よりよき未来の選択のために ～諸改革の方向～

大久保昌一  
(平成11年) [300円]

## 調査研究報告書

### 【平成 11 年発行】

- 公会計改革—豊中市への導入試論 [400 円]
- 豊中市における地域コミュニティ組織に関する基礎調査 [400 円]  
資料編 1 [400 円]  
資料編 2 [500 円]
- 住宅更新と居住者変動に関する調査研究 1 —豊中都市圏地域を対象に— [400 円]

### 【平成 12 年発行】

- とよなか市民の暮らしと意識 —生活者の視点から— [400 円]
- 豊中市における公共建築物のライフサイクルコストの研究 —計画的・効率的な行財政運営を目指して— [400 円]
- 住宅更新と居住者変動に関する調査研究 2 —千里ニュータウン地区及び市内計画的住宅開発地を対象に— [200 円]  
資料編 [640 円]

### 【平成 13 年発行】

- IT 産業振興 “とよなかモデル” —税収の安定確保に向けて— [400 円]
- 地域社会に求められる生活支援システムの再構築 —豊中都市圏地域を対象に— [400 円]
- 廃棄物に関する意識・行動調査（1） —ライフスタイルの視点から— [400 円]  
資料編 [400 円]
- 千里ニュータウンの暮らしの変化とまちづくりに関する調査報告書 [500 円]

### 【平成 14 年発行】

- 千里ニュータウン 住宅地再生に向けた提言 [400 円]
- 市民公益活動を促進する条例の類型比較 —新しいコミュニティづくりのために— [400 円]
- 廃棄物に関する意識・行動調査（2） [400 円]
- 高齢者の生活保護等に関する意識調査 [400 円]

### 【平成 15 年発行】

- 都市交通から見た豊中市の政策課題 —自治体で考える地域交通政策の必要性— [400 円]
- いわゆる「孤独死」問題に関する考察 [100 円]
- 豊中市の廃棄物行政における市民参加の検討 [400 円]

### 【平成 16 年発行】

- 地方自治体における福祉サービスの評価のあり方についての考察 [300 円]
- 都市交通から見た豊中市の政策展開の考察 [400 円]
- 地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題 [500 円]
- 地方分権時代へ向けた財政情報提供への施策 —Web サイト「豊中市の財政事情」の作成— [300 円]
- まちの財産評価に向けた仕組みづくり —人、土地、空間のつながり— [300 円]
- 豊中市政研究所と大学の政策研究提携について [300 円]

### 【平成 17 年発行】

- 交通政策における広域連合制度の可能性について [500 円]
- 地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題 2 [500 円]
- 地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 [500 円]
- 豊中市における保育所政策の財政的特長と課題 [500 円]

### 【平成 18 年発行】

- 地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題 3 [500 円]
- 地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 II [500 円]
- 豊中市における地域特性の再検討 [500 円]

### 【平成 19 年発行】

- 市民感覚に基づく都市情報データベースの構築に向けた提言 [500 円]
- 豊中市の地域コミュニティづくりに向けて [500 円]

### 【平成 20 年発行】

- 豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究 [500 円]
- 次代を担う豊中市職員の人材育成のあり方に関する調査 [300 円]

### 【平成 21 年発行】

- 基礎自治体の自律性に関する研究 —豊中の自律へ向けて— [500 円]
- 政策立案に資する都市情報データベース構築への提言—階層的な分類構造と地図情報の活用によるモデルの作成— [500 円]
- 市民のまちづくりへのかかわり方に関する研究—豊中市行政の施策・事業等における市民のかかわり状況基礎調査— [500 円]
- 豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究 2 [500 円]

### 【平成 22 年発行】

- 基礎自治体の自律性に関する研究（Ⅱ） [500 円]
- 政策立案に資する都市情報データベース構築への提言Ⅱ [500 円]
- 若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活性化の考察 [500 円]

### 【平成 23 年発行】

- 基礎自治体の自律性に関する研究（Ⅲ） [500 円]
- 都市情報の運用に関する研究 [500 円]
- 若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活性化の考察（Ⅱ） [500 円]

### 【平成 24 年発行】

- 豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（Ⅰ）  
—市民から見た豊中のイメージとブランド化— [500 円]
- 若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティの活性化の考察（Ⅲ）  
—高校のインタビュー調査から見えてきたもの？新たな地域コミュニティの創造に向けて— [500 円]
- データブック☆とよなか [500 円]

### 【平成 25 年発行】

- 少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究  
—住民基本台帳の異動情報からみた人口移動— [500 円]
- 道路整備に伴う居住者特性の変化の調査  
—庄内駅西部地区を事例として— [500 円]
- 豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（Ⅱ） [500 円]

### 【平成 26 年発行】

- 少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅱ  
—人口移動要因と将来における行政課題の把握— [500 円]
- 道路整備に伴う居住者特性の変化の調査  
—庄内駅西部地区における都市更新状況をふまえて— [500 円]
- 豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（Ⅲ） [500 円]

### 【平成 27 年発行】

- 少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅲ  
—将来人口推計の精度向上および人口の変化に対応するための施策展開の検討— [500 円]
- 豊中市の財政構造に関する調査研究 [500 円]
- 豊中市・沖縄市の都市間交流の新たな展開に関する調査・研究 [500 円]

### 【平成 28 年発行】

- 総合計画等の見直しにかかる基礎調査 [500 円]
- 豊中市の財政構造に関する調査研究Ⅱ [500 円]

### 【平成 29 年発行】

- 豊中市の地域経済構造分析に関する調査研究 [500 円]
- 南部地域の活性化に向けた調査研究Ⅰ [500 円]
- 公共データの活用のあり方に関する調査研究 [500 円]

### 【平成 30 年発行】

- 豊中市の生活の質に関する調査研究 [500 円]
- 南部地域の活性化に向けた調査研究Ⅱ [500 円]

### 【平成 31 年発行】

- 豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究Ⅰ  
—壮年単身世帯の定量調査— [500 円]
- 豊中市の地域自治組織に関する調査研究 [500 円]

※ 価格は令和 2 年 1 月末現在のものです。在庫切れのためコピーによる製本となることがあります。その場合、コピー代実費を頂戴します。ご了承ください。

### ご購入方法

ご購入を希望される出版物名、部数、送付先（お名前、ご住所、お電話番号、請求書の必要な方は請求先）をとよなか都市創造研究所にご連絡ください。納付書を送付いたします。代金は、出版物価格と郵送料を合計した金額となります。入金確認後、出版物を送付いたします。

# 編集後記

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された世界共通の目標です。貧困の解消、健康的な生活の確保と福祉の増進、質の高い教育の提供、持続可能なまちづくりの推進等17の目標を令和12年（2030年）までに達成するため、世界規模で、政府だけでなく、民間事業者、市民社会、地方自治体等において、様々な取組が行われています。

内閣府地方創生推進室によると、「自治体SDGs」とは、「全国の自治体による地域のステークホルダーと連携したSDGsの達成に向けた積極的な取組の総体」と定義されています。また、SDGsは、先進国、開発途上国を問わず世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち、地方創生を推進するものとされています。

自治体を取り巻くこうした動きの中で、本号の機関誌発行に当たりましては、「自治体版SDGs」にスポットを当て、編集アドバイザーであります立命館大学専門職大学院経営管理研究科長・教授の肥塚浩先生にご協力いただき、紙面構成を考えました。

本機関誌は、都市に関する問題や自治体の抱える様々な課題等について、市民の皆様や職員の認識を深め、市行政の運営や調査研究活動に対する理解と協力を啓発することを目的としています。

本号の内容につきましては、特集の各テーマとして「SDGsの達成に向けて自治体に期待される役割とは」、「地域共生社会とまちづくり ―SDGsの視点を踏まえて―」、「持続可能な開発目標（SDGs）と市民の学習 ―ユネスコ学習都市・岡山を事例として―」、「SDGs達成に必要な人材育成システムとは ～ESDへの取り組みに対する一提案」の4つから構成しています。

また、特集に関するトピックスとしては、「SDGsから読み解く ～これからの自治体シンクタンクに求められる政策形成能力とは～」をテーマとして、令和元年（2019年）11月8日及び9日に、本市が開催自治体となりました第7回自治体シンクタンク研究交流会議の概要を掲載しています。

執筆いただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

また、今回の機関誌が、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、本市だけでなく、地方自治体をはじめ各ステークホルダーの皆様に、ご活用いただければ幸いです。

都市経営部とよなか都市創造研究所 所長 上野 晴彦

## TOYONAKA ビジョン 22 Vol.23

---

令和2年(2020年) 3月

発行所 とよなか都市創造研究所 1,000円  
〒560-0022

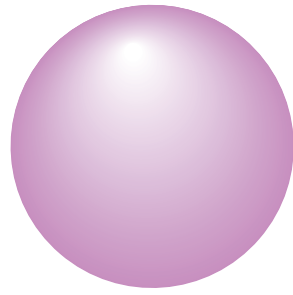
大阪府豊中市北桜塚3-1-28 豊中市役所別館3F

☎06-6858-8811 FAX 06-6858-8801

URL : <https://www.tium-toyonaka-osaka.jp>

E-mail : [tium@tcct.zaq.ne.jp](mailto:tium@tcct.zaq.ne.jp) (共通)

---



***TOYONAKA VISION22***  
*Toyonaka Institute for Urban Management*